

下仁田町 地域福祉活動計画



平成31年3月

社会福祉法人
下仁田町社会福祉協議会

はじめに

下仁田町地域福祉活動計画策定にあたり

下仁田町は、ネギと蒟蒻で全国に知られている、自然に恵まれた美しい町です。

一方では少子高齢化が急激に進む過疎の町でもあります。私達の地域を取り巻く環境は大きく変化し、とりわけ人口の減少、高齢化社会への進展は著しいものです。

下仁田町社会福祉協議会は、これまでに町民の皆様誰もが、いつでも、どこでも、必要などに等しくサービスを受けることができ、住み慣れた地域の一員として希望する日常生活や社会参加のできる「安心して暮らせる町づくり」を実現するために、地域における福祉・保健・医療の関係機関・団体との連携を図りながら、多様化するニーズに取り組んでまいりました。しかし、活動の拠り所となる計画を持ち合せていませんでした。

社会的格差が広がる中で、また、地方自治体を取り巻く財政が厳しさを増す中で、この計画を具現化するには地域福祉に関わる皆さんはもとより、すべての町民の皆様のご理解とご協力が必要です。

平成30年3月に下仁田町の福祉施策の基本方針となる第一次下仁田町地域福祉計画が策定され、その計画と整合性がとれる状態となったのを受け、本年度社会福祉協議会の基本計画となる地域福祉活動計画を策定することになりました。

自助、公助、共助が整った「ささえあいと絆の福祉の町、下仁田！」の実現に向けて、役職員一同、研鑽努力してまいりますので皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に際し、ご多忙の中を、策定委員の皆様、ご指導を賜りました県社協の地域福祉課の皆様をはじめ関係頂きました全ての皆様に心より厚くお礼を申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人下仁田町社会福祉協議会

会長 大河原 康俊



目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の策定にあたって	3
(1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進	3
1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進	3
2) 地域福祉の推進	3
3) 下仁田町地域福祉計画との連携・協働	4
4) パートナーシップ型福祉の推進	4
5) 町民が主役となる地域福祉の推進	5
(2) 地域福祉活動計画策定の背景	6
1) 社会福祉協議会と地域福祉活動計画について	6
2) これまでの地域福祉活動計画を巡る経緯	7
3) 近年の地域福祉を巡る社会福祉協議会の動向	7
2 計画の概要	9
(1) 計画の位置づけ	9
1) 計画の位置づけ	9
2) 関連諸計画との関係	9
(2) 計画の期間	9
3 計画における役割分担	10
(1) 町民・地域・行政の役割	10
1) 町民・地域・行政の役割	10
(2) 自助・共助・公助について	11
1) 町民一人ひとりに期待される役割（自助）	11
2) 地域に期待される役割（共助）	11
3) 行政の役割（公助）	11
(3) 社会福祉協議会の役割	12
4 計画の推進体制	13
(1) 計画の周知	13
(2) 計画の推進体制	13
1) 計画推進の基本的な考え方	13
2) 下仁田町との連携強化	13
3) 社会福祉協議会内での進行管理	14
4) 地域福祉推進の財源及び社会資源	14
5) 地域福祉の推進と共同募金	14
6) 計画推進のための財源	14
第2章 計画の方向性	15
1 計画の基本的な方向	17
(1) 基本理念	17
(2) 計画推進の視点	19
2 基本施策	21
基本施策1 ともに支え合う地域福祉の推進	21

基本施策2 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実	21
基本施策3 障がい者を支える総合的な支援の充実	21
基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実	22
基本施策5 健康づくり、生きがいづくりの推進	22
基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進	22
3 施策の体系	23
第3章 地域福祉の取り組みの推進	25
基本施策1 とともに支え合う地域福祉の推進	27
(1) 情報提供、意識啓発の推進	27
(2) 人づくりの推進	28
(3) 相談支援体制の充実	29
(4) 地域でともに支え合う基盤の整備	30
基本施策2 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実	31
(1) 介護保険事業の推進	31
(2) 地域の高齢者支援事業の推進	31
(3) 関係機関団体との連携	32
基本施策3 障がい者を支える総合的な支援の充実	33
(1) 障がい者自立支援事業の実施	33
基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実	34
(1) 地域ぐるみで子育て支援を推進	34
基本施策5 健康づくり、生きがいづくりの推進	35
(1) 健康づくり、生きがいづくりの推進	35
基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進	36
(1) 安全・安心のまちづくりの推進	36
資料編	37
1 地域福祉を取り巻く状況	39
(1) 人口の状況	39
1) 総人口の推移	39
2) 人口構成	40
(2) 高齢者福祉の状況	41
1) 高齢者人口等の推移	41
2) 高齢者のいる世帯の状況	41
3) 要支援・要介護認定者の状況	42
(3) 障がい者福祉の状況	43
1) 障害者手帳等所持者数の推移	43
2) 精神通院医療受給者証の状況	43
3) 各種手当等の受給状況	44
(4) 子どもを取り巻く状況	45
1) 保育園・こども園の状況	45
2) 放課後児童クラブの状況	45
(5) 保健サービスの状況	46
1) 健康教室	46
2) 健康相談	46
3) 各種検診事業報告	48

(6) 母子保健事業の状況.....	49
1) 妊娠の届け出状況.....	49
2) 各種事業の実施状況.....	49
3) 各種健診の実施状況.....	50
(7) その他の状況.....	52
1) 生活保護の状況.....	52
2) 福祉医療の状況.....	52
2 アンケート調査のポイント.....	53
(1) 調査の目的.....	53
(2) 調査の実施状況.....	53
(3) 回答者の基本属性.....	53
(4) 主な調査結果.....	54
1) 福祉分野ごとの関心の度合い.....	54
2) 利用者本位の福祉サービスに向けて必要なこと.....	56
3) 利用者負担とサービス水準に関する考え方.....	57
4) 介護に関する考え方.....	57
5) 高齢者福祉の推進に向けて必要なこと.....	58
6) 児童福祉の推進に向けて必要なこと.....	59
7) 障害者福祉の推進に向けて必要なこと.....	60
8) 地域の支え合いにおいて大切なこと.....	61
9) 健康づくりのために重要な保健事業.....	62
10) 地域福祉推進に向けて重要なこと.....	63
11) 自助、共助、公助において重要なこと.....	64
12) 下仁田町の地域福祉における満足度.....	66
13) 地域福祉の主要課題に対する満足度と重要度.....	67
3 下仁田町地域福祉活動計画策定委員会.....	70
(1) 設置要綱.....	70
(2) 委員名簿.....	71

「障がい」の標記について

「障害者の『害』という字は、漢字の意味を考えると、人の心身の状態を表す言葉として適切でない。」という意見もあることから、この計画書の中では、障がいのある方への人権をより尊重するという観点から、法令等の固有名称を除いて「障がい」と標記しています。

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

改正法による改正内容として、(1) 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること、(2) 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする、(3) 市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとするともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること等が挙げられました。

こうした考え方の背景は、地方創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められており、ニッポン一億総活躍プラン¹で述べられているとおり、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。

様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、別々のものではなく、生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であり、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていくという考え方です。

また、地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実に生じる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。

2) 地域福祉の推進

地域福祉の推進については、社会福祉法第 4 条第 1 項²にある「地域住民」を、事業者及び社

¹ 2016 年（平成 28 年）6 月 2 日 閣議決定。

² 法第 4 条第 1 項の規定は、2000 年（平成 12 年）の法改正により盛り込まれたものであり、従来、事業を実施するに当たって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた「地域住民」を、事業者及び社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けている。

会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けられました。

平成30年4月1日に施行された改正社会福祉法の第4条第2項では、地域福祉の推進に当たり、地域福祉の理念を次のとおり明確にしました。³

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、(1)本人のみならず、その者が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題（※）を把握するとともに、(3)地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化している。

（※）「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

3) 下仁田町地域福祉計画との連携・協働

今回策定した地域福祉活動計画は、平成30年3月に策定された下仁田町地域福祉計画のパートナーシップ型福祉の推進に沿って、町民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、行政等と協働しながら地域福祉の推進を進めていく活動行動計画としての役割を担います。

パートナーシップ型の福祉推進の具体的な取組の方向性として、町民が主役となる地域福祉の推進を目指し、立場に応じた役割を明確にし、一人ひとりが「我がこと」として主体的に活躍できるよう、自助・共助・公助の役割を明確にしつつ連携・協働しながら進めます。

4) パートナーシップ型福祉の推進

これまでの福祉施策が想定していた範ちゅうを超えた多種多様な福祉課題に柔軟に対応できるように取り組んでいくため、「行政による措置」ではなく、町民一人ひとりの自発的な取り組みに対して行政が積極的に支援を行う「パートナーシップ型の福祉」を推進することで、住み慣れた地域でだれもが安心して生活できる地域福祉の実現を目指します。

町民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働して取り組む
『パートナーシップ型の福祉』の推進・強化

³ 平成29年12月12日付、子発1212第1号、社援発1212第2号、老発1212第1号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知。

5) 町民が主役となる地域福祉の推進

「パートナーシップ型の福祉」の推進のためには、まず、町民一人ひとりが福祉サービスなどの利用者、対象者というだけの立場から、地域福祉の主体へと立場をシフトしなければならないということについて、すべての町民に理解してもらうことが必要です。

地域福祉の推進に向けて、自ら課題を考え行動する町民の取り組み（自助）に対して、個人や地域の諸団体による相互の助け合いの取り組み（共助）と、それらの活動をサポートし、町民や諸団体の活動が行いやすい基盤や環境を整備する行政の取り組み（公助）があります。その自助・共助・公助の取り組みが個々の課題に対して適切に組み合わせられることで、多様な地域の福祉課題に対して、きめ細やかに迅速に対応できる地域福祉の推進を目指します。



立場に応じた役割を明確にし
一人ひとりが「我がこと」として主体的に活躍する

(2) 地域福祉活動計画策定の背景

1) 社会福祉協議会と地域福祉活動計画について

社会福祉協議会が中心となり策定する地域福祉活動計画は、全国社会福祉協議会を中心に各社会福祉協議会と連携して平成4年に策定された「新・社会福祉協議会基本要項」⁴にその策定の根拠があり次のとおり定められています。

新・社会福祉協議会基本要項（抜粋）

Ⅱ. 市区町村社会福祉協議会

1. 市区町村社会福祉協議会は、その機能を発揮して、地域の実情に即して次のような事業をすすめる。

(1) 福祉課題の把握、地域福祉活動計画の策定、提言・改善運動

市区町村社会福祉協議会は、地域におけるニーズの把握、福祉課題の明確化をすすめる。その課題について、住民・関係者等に周知を図るとともに解決に向けての動機づけ、環境改善を含めた提言・施策改善等の運動（ソーシャル・アクション）を行う。

また、住民、公私社会福祉事業関係者、関連分野関係者との協働により、地域福祉活動計画を策定するとともに、行政が行う福祉計画策定に積極的に提言・参画する。

また、市町村地域福祉計画は、社会福祉法第107条に次のとおり定められています。

社会福祉法（抜粋）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

⁴ 昭和37年（1962年）に全国社会福祉協議会を中心に各社会福祉協議会と連携して策定された社会福祉協議会基本要項を、平成2年の老人福祉法等の一部を改正する法律（平成2年法律58号）により、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法（現知的障害者福祉法）、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法（現母子及び父子並びに寡婦福祉法）、社会福祉事業法、老人保健法、社会福祉・医療事業団法の八つの福祉関係法が一部改正され、在宅福祉サービスの位置付け、老人及び身体障害者の入所措置権の町村移譲、市町村及び都道府県への老人保健福祉計画策定の義務付けなどに伴い、新たに改正された「新・社会福祉協議会基本要項」。

2) これまでの地域福祉活動計画を巡る経緯

全国社会福祉協議会では、地域福祉活動計画をめぐる経緯として、次のとおり整理しています。⁵

これまで、社会福祉協議会は、地域の福祉課題の明確化や住民の福祉活動の推進、公民の社会福祉関係者の連絡調整、福祉活動や福祉サービスの企画・実施を基本機能として位置づけ、事業を展開してきた。全国社会福祉協議会では、こうした機能や取組を踏まえ、地域の福祉を計画化する必要から昭和59年に『地域福祉計画—理論と方法』を取りまとめ地域福祉計画の理論化を図りました。

平成2年の社会福祉関係8法改正を契機に市町村を主体とした福祉施策が展開される中で、老人保健福祉計画策定が法定化されるなど、各自治体において、福祉分野の計画策定の取組が始まりました。この前後、全国社会福祉協議会では、市町村自治体が策定するものを「地域福祉計画」、市区町村社会福祉協議会が中心となり、住民等の活動・行動を計画化したものを「地域福祉活動計画」として整理しました。

そこでは、地域福祉計画は公的なサービス及びそれと住民等による福祉活動との連結による総合的なサービスを内容とし、地域福祉活動計画は住民等による福祉活動及び地域福祉計画の実現を支援するための活動を内容としました。このうち特に住民等による福祉活動は、地域福祉活動計画に記述することとし、当該福祉活動に対する自治体による支援を地域福祉計画に記述するよう整理しました。

こうした中で、社会福祉協議会は自治体の福祉計画に積極的に参画するとともに、住民ニーズを掘り起こし、行政計画への反映を含みながら、住民の自主的・自発的な福祉活動を中心に、民間の活動・行動計画としての地域福祉活動計画を呼びかけ、その一環として、平成4年に、地域福祉活動計画づくりを支援するため『地域福祉活動計画策定の手引き』を作成しその普及を図ってきました。

その後、平成15年4月より地域福祉計画に関する社会福祉法の規定の施行に伴い、平成15年11月に『地域福祉活動計画策定指針—地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画—』を作成し現在に至ります。

3) 近年の地域福祉を巡る社会福祉協議会の動向

少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得者の問題、虐待や悪質商法など権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し広がっていました。

そこで、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会⁶では、平成24年5月17日に、今日的

⁵ 地域福祉活動計画策定指針—地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画— 全国社会福祉協議会 平成15年11月。

⁶ 全国社会福祉協議会内に設置されている各都道府県指定都市社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会の代表からなる組織。

な社会福祉協議会活動の理念や取り組むべき事業の方向性の検討を位置づけ、「社協・生活支援活動強化方針」の策定を決定しました。

地域福祉推進委員会での議論や各社会福祉協議会関係者に対し広く意見募集をしながら、平成24年10月29日に最終案を提示し、「社協・生活支援活動強化方針」を決定し、強化方針の推進のための「推進プロジェクト委員会」を設置しながら具体的な取組の推進を図ってきました。

「社協・生活支援活動強化方針」では、今後社会福祉協議会取り組むべき事業として「地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン」と位置づけ、(1)あらゆる生活課題への対応、(2)相談・支援体制の強化、(3)アウトリーチの徹底、(4)地域のつながりの再構築、(5)行政とのパートナーシップを掲げ、5つの行動宣言と位置づけ全国展開を進めることになりました。

その後、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法への対応として、「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプランを策定し、5つの行動宣言を強化方針の柱として「あらゆる生活課題への対応」、「地域のつながりの再構築」の2つを位置づけ、この強化方針の実現に向けた行動として(1)アウトリーチの徹底、(2)相談支援体制の強化、(3)地域づくり活動基盤の整備、(4)行政とのパートナーシップの4つに改正しました。

さらに、「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプランの策定後、地域共生社会の実現に向けて、改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号））をもとに、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する方針」（告示）及び関係通知（平成29年12月12日）が国から発出され、これらを踏まえ、第2次アクションプランに地域共生社会の実現に向けた社協実践の着実な推進を明記し一部改訂を行いました。

群馬県社会福祉協議会では、群馬県市町村社会福祉協議会会長会⁷で協議し、群馬県版の「社協・生活支援活動強化方針」として「群馬県市町村社協活動強化方針―地域共生社会の実現に向けた当面の活動強化方針―（平成30年3月策定）」策定し地域共生社会の実現に向けた取組を進めています。

⁷ 群馬県社会福祉協議会内に設置されている県内市町村社会福祉協議会会長からなる組織。

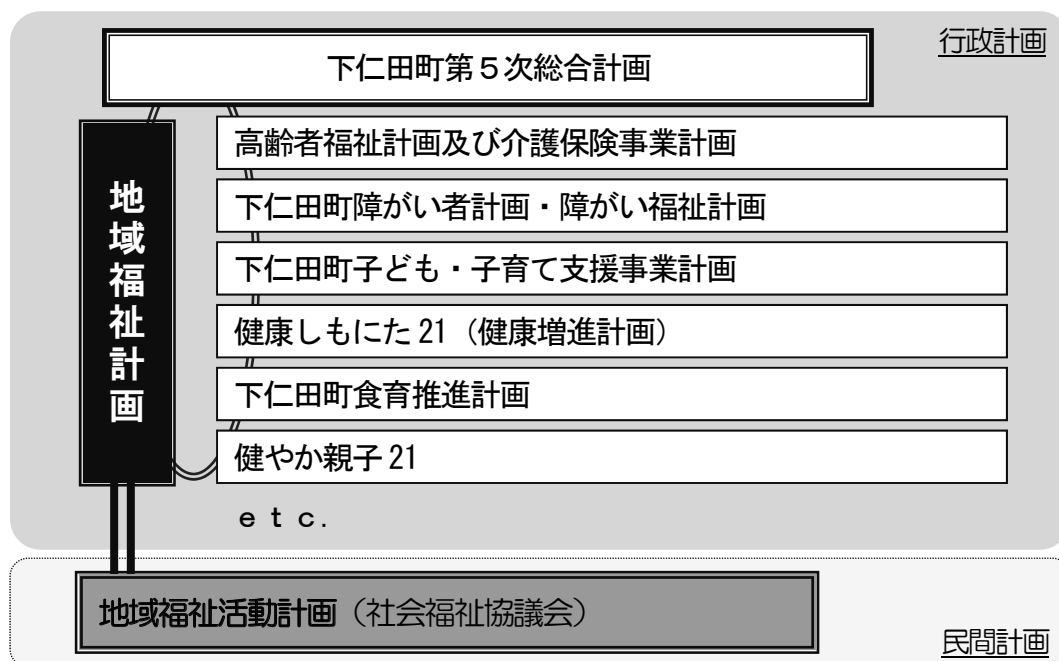
2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

1) 計画の位置づけ

下仁田町地域福祉活動計画は、下仁田町全体の指針となる「下仁田町第5次総合計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に直接関係する「第7期下仁田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「下仁田町障がい者計画・第5期障がい福祉計画」、「下仁田町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」、「下仁田町健康増進・食育推進計画」などと取り組みの方向性を共有し、町民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、諸計画を横断的に結びつける下仁田町地域福祉計画と連携しながら推進していく活動計画として位置づけるものです。

2) 関連諸計画との関係



(2) 計画の期間

本計画の期間は平成31年度から平成34年度までの4か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

3 計画における役割分担

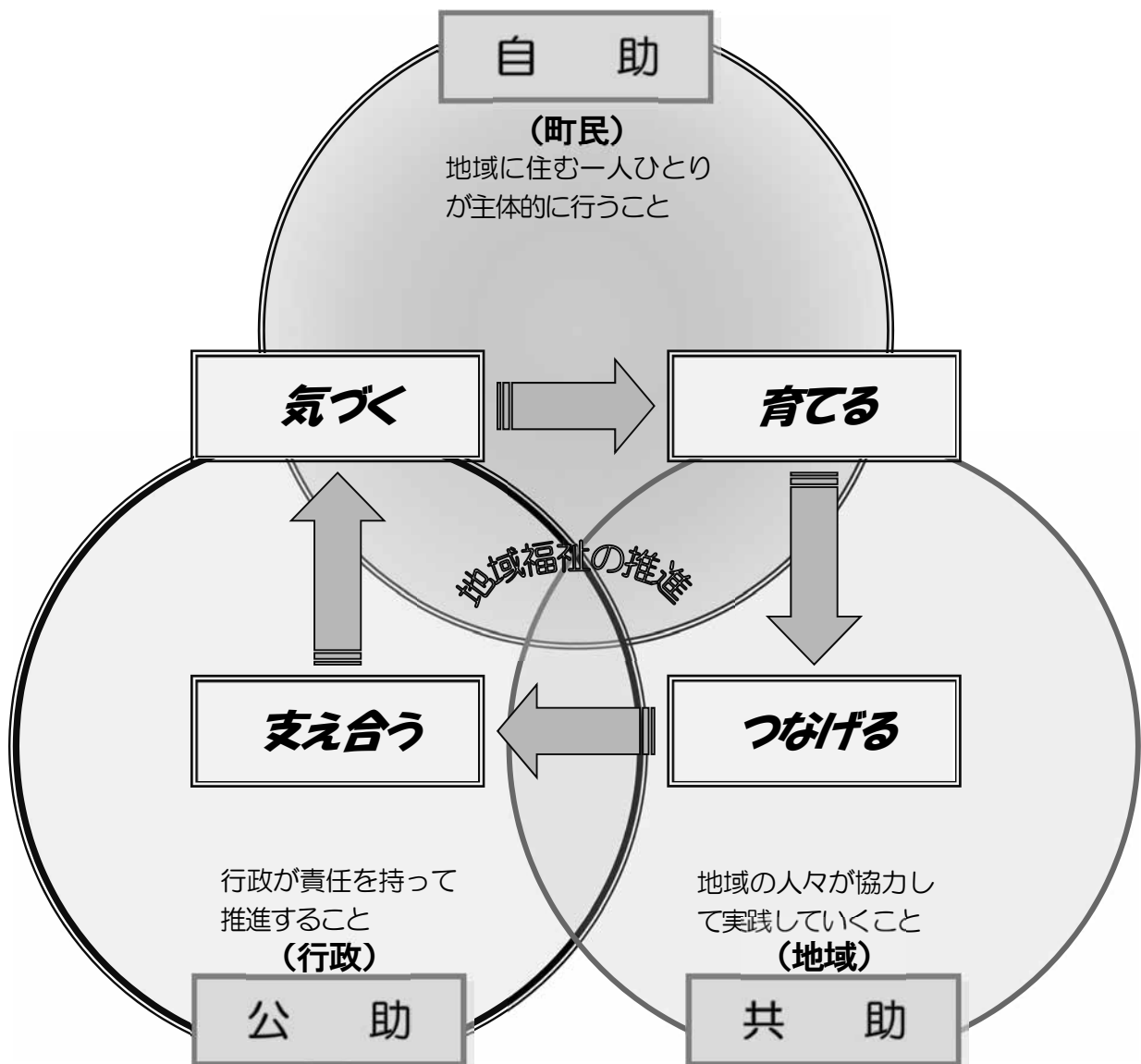
(1) 町民・地域・行政の役割

1) 町民・地域・行政の役割

地域福祉は行政だけではなく、町民一人ひとり、地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い、支え合って推進していくものです。

相互に助け合うことができる体制を整備するためには、町民、地域、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取り組みがつながるネットワークやともに助け合う気持ちを持った地域コミュニティの確立が不可欠です。

そこで、地域福祉活動計画では、地域福祉計画と連携・協働しながら町の地域福祉推進にあたり町民、地域、行政、社会福祉協議会に期待される役割を明確にして、地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



(2) 自助・共助・公助について

1) 町民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は町民一人ひとりです。町民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

一人ひとりの町民には、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域社会を構成する一員として、自分にできる地域活動に対して積極的に参加していくことが期待されます。

2) 地域に期待される役割（共助）

①地域で活動する諸団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）

一人ひとりの町民を支える地域の様々な活動団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的に様々な町民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し、専門機関や行政など関係する機関へつなげていくことや、町民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また、町民の活動のサポートを行うことなど、地域に密着し、個々の町民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大し、活躍していくことが期待されます。

②福祉事業者

福祉サービスの提供を通じて、町民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政や関係機関との連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。

③民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は町民にとって身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、必要に応じて、行政、関係機関、社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

3) 行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に町民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取り組みを行います。

また、町民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する地域住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支え合う地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

特に、町民の地域福祉活動参加へのきっかけの一つとなる情報は、町民の多様な関心（結婚、出産、子どもの進学・卒業、就職など）の中からライフサイクルや必要に応じた提供に努めま

す。また、町民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

(3) 社会福祉協議会の役割

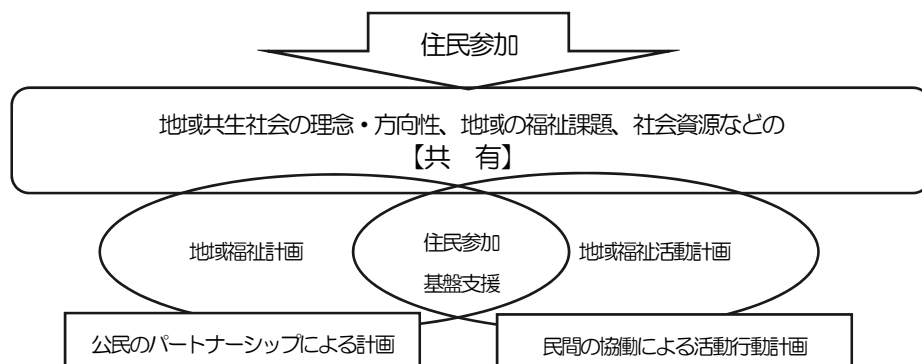
社会福祉協議会は「社会福祉法第109条⁸」により、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけが明確にされている民間団体です。

地域福祉の推進にあたっては、地域福祉に関わる多様な地域資源をつなぐ(ネットワーク化)調整役として、地域の様々なヒトやモノ、コトを結びつけていくことが期待されています。

特に社会福祉協議会は、地域住民をはじめ、さまざまな地域の関係団体のほか、自治体や社会福祉事業関係者など幅広い地域福祉関係者を構成員とし、これまでも住民主体を旨とした地域住民による福祉活動への支援やボランティア活動の推進、福祉教育、福祉のまちづくり等取り組んできました。

このような実績を踏まえ、本格的な地域共生社会の推進の時代にあって、地域福祉活動計画策定の取組は、地域住民をはじめ、さまざまな地域の関係団体のほか、自治体や社会福祉事業関係者など多くの関係者への地域共生社会の実現に向けた意識や関心を高めることにつながり、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけがある社会福祉協議会の役割であり使命でもあります。

下仁田町の行政計画である「地域福祉計画」は下仁田町の地域福祉の推進における今後の基本方向や取り組みの指針について整理したものであり、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の活動行動計画である「地域福祉活動計画」は行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本方向の実現に向けて町民一人ひとりや地域で活動する諸団体が具体的にどのような活動を行うことができるのかについて取りまとめるものとなることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は下仁田町における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



⁸ 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

4 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉活動計画は、地域住民や福祉活動を行う団体等が地域福祉の担い手として主体的に活動できるよう定めた、活動行動計画であることから、地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そのため、本計画はより多くの町民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取り組みが活発に行われるように計画の周知に努めます。

■ 様々な媒体を活用し、わかりやすく情報の提供、計画の周知を図ります

(2) 計画の推進体制

1) 計画推進の基本的な考え方

地域福祉活動計画の推進には、社会福祉協議会全体で取り組む必要があります。地域福祉担当者、ボランティア担当者等の担当部署で進めるのではなく、社会福祉協議会全体で推進していきます。特に地域住民の生活課題は日々変化し、必要とされる取り組みも変わっていくことから、社会福祉協議会内での包括的な連携による推進体制で、地域福祉活動計画の推進に努めます。

また、社会福祉協議会では対応できない課題につきましては、多機関・多職種連携により計画の推進を図ります。

さらに、地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い町民の参画を得ながら、計画の進捗を評価し、町民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取り組みの見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

■ 包括的な連携により計画を進める

2) 下仁田町との連携強化

本計画の推進については、町と連携し一体的に推進することから、定期的に町との協議を行い、地域の生活課題や取り組みの状況などについて情報の共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

■ 町との緊密な連携体制の構築

3) 社会福祉協議会内での進行管理

本計画は、地域福祉をめぐる経済社会状況の変化や、福祉関係施策に対する国及び県の方針等に柔軟に対応しつつ、地域の実情を踏まえた現実的、着実な取り組みを進めていきます。

そのため、計画の進捗状況の把握、評価及び見直しについては、効果的な進行管理をすすめる仕組みをつくりながら進めていきます。

■ 地域福祉活動計画推進委員会の開催

4) 地域福祉推進の財源及び社会資源

地域福祉活動や事業を行うためには、一般的に社会福祉協議会会費、補助金、委託金、助成金、共同募金配分金等が主な財源となりますが、社会資源という視点では、「ヒト（人材）、モノ（機器・設備）、カネ（財源）、シラセ（情報）」という資源が考えられます。

事業の内容や性格によっても異なりますが、地域福祉を推進するにあたり、地域社会自体が社会資源の宝庫という視点を持ち、地域社会の中の様々な資源の活用を考えながら進めます。

また、継続的に経費を必要とする事業や新たな機器・設備を必要とする事業もありますが、いずれの場合も最初から財源がなければ何も動けないという姿勢ではなく、まず地域社会を見渡し、地域社会の中で必要な資源の調達や創出がどこまで可能かを考えながら推進します

■ 社会資源の活用

5) 地域福祉の推進と共同募金

地域福祉における民間社会福祉活動の財源としては、共同募金が有力な財源です。

特に共同募金は、社会福祉における公私分離を背景に民間の社会福祉事業の育成発達のために創設された経緯があり、2000年の社会福祉法の改正で共同募金は「地域福祉の推進」のための募金であると明確に規定されました。

本計画による地域福祉の推進と、共同募金の目的の一つである地域福祉の推進は同じ方向を向いていることもあり、共同募金を活用しながら地域の社会資源の推進と新しい寄付の文化を創造しつつ、共同募金会と連携し町の地域福祉推進に努めていきます。

■ 共同募金運動の推進

6) 計画推進のための財源

社会福祉協議会の財源は、住民会費、構成員会費、寄付金、共同募金配分金、基金、積立金などの民間財源、補助金、委託金などの公費財源、介護報酬などの事業収入財源等に大別されます。

継続的かつ適切な事業評価やコスト把握の上に立った中長期的な財政計画を検討し、財源確保のルール化や自主財源の確保など安定的な財務運営に努めます。

第2章 計画の方向性

1 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

「下仁田町第5次総合計画」では目指すべき将来の姿として、「人が輝き、暮らしが輝き、未来が輝くまち しもにた」を掲げており、健康・福祉分野の目標としては、「だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」を目指しています。

本地域福祉活動計画では、「下仁田町第5次総合計画」を踏まえ、町民が相互に助け合い、心が通うまちづくりを推進していくため、町民一人ひとりが地域の主役となって活躍し、互いに支え合いながら地域づくりを推進するために策定された下仁田町地域福祉計画と密接な連携のもとに推進する行動指針として、計画の基本理念を以下のように設定します。

**一人ひとりが、
お互い様の気持ちで支え合う、
心通うまち 下仁田**

「下仁田町第5次総合計画」における健康・福祉分野の取り組み方向

基本方針

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、日頃から病気になりにくい体をつくるための疾病予防などの健康づくり、子どもを安心して生み育てることができ環境づくり、町民ニーズに対応した福祉サービスの充実や地域で支え合う福祉活動を促進するとともに、適切な医療サービスを受けられる地域医療体制の充実を図るなど、いつまでも健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

「健康寿命」の延伸に重点を置き、定期的な健診や医療受診による健康管理、日頃からの適切な生活習慣の定着に向けた保健予防活動に取り組みます。

取り組みの方向

■子育て環境の充実

- ・子育ての支援の充実を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- ・生活環境の整備や結婚支援等の少子化対策を行います。
- ・子どもの“生きる力、豊かな心、健やかな体”の育成を推進します。

■健康づくりの推進

- ・特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診を推進します。
- ・町民の健康意識を高め、だれもが健康で元気に暮らせるまちづくりを推進します。
- ・母子保健を推進し、一貫した母子保健体制づくりに努めます。

■高齢者福祉の充実

- ・住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、高齢者の自立した生活づくりを支援します。
- ・いきいきとした健康づくりを推進し、高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくりに取り組みます。
- ・地域支援事業の充実を図り、介護の家族負担緩和を目指します。
- ・高齢者の活躍の場を充実させ、生きがいのある福祉のまちづくりを目指します。

■ひとり親家庭の福祉の充実

- ・総合的な子育て施策のほか、ひとり親家庭の事情やニーズを考慮した取り組みを推進します。

■障がい者福祉の充実

- ・障がい福祉サービスを充実し、障がい者にやさしいまちづくりを目指します。
- ・自立支援と社会参加のための支援体制づくりを目指し、社会参加のための環境整備を推進します。

■地域福祉の推進

- ・経済的に不利な状況にある人を対象に低所得者支援を図ります。
- ・地域福祉の推進を図り、町民が相互に助け合い、心が通うまちづくりを推進します。
- ・バリアフリー化を促進し、高齢者や障がい者の社会参加を推進します。

(2) 計画推進の視点

地域福祉の推進を図るためには、町民一人ひとりが5年後、10年後の自身や地域の姿を想像し、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために必要なことについて考え、できることから積極的に取り組む意識を持つことが重要となります。

そのためには、町民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域の人々との交流や各種の事業などを通じ、必要な知識などを身につけ、地域のつながりの中で各自が自分の能力を發揮して互いに支え合う地域づくりの必要性が高くなっています。

特に、地域の多様な交流から生まれる人のつながりの強化などが地域福祉推進のための諸活動において重要であり、啓発活動や交流事業の充実などによる環境づくりが必要となっています。

情報提供や啓発活動により、地域や福祉に対する関心を高め、地域への関心を持った人や地域で活動する諸団体に適切な学習の機会を提供することで、地域福祉の担い手を育て、地域福祉の推進に向けて主体的に行動する個人や団体をつなぐネットワークを構築し、下仁田町全体の地域福祉の推進を図ることを目指します。

そこで、互いに支え合う地域づくりが効果的に推進されるように、以下の4つの視点に留意しながら、本活動計画には、重点的に推進していく個々の取り組みを掲げ進めていきます。

4つの視点

- 視点1：気づく
- 視点2：育てる
- 視点3：つなげる
- 視点4：支え合う

4つの視点の考え方

視点1：気づく

○一人ひとりが地域の問題に気づき、「我がこと」として行動する

地域福祉の推進にあたっては、町民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を「他人ごと」ではなく「我がこと」としてとらえ、それぞれができることを行うことで互いに支え合うことができる環境を整えることが重要となります。

視点2：育てる

○地域の問題の解決に向けて行動できる人を育てる

地域の問題に気づき、「我がこと」としてとらえ行動する町民を増やしていくためには、正しい知識や理解のための情報提供・啓発活動のさらなる充実が求められます。また地域で活躍するために必要な知識や技術を身につけるための各種の福祉教育の推進、地域福祉を支える人材の育成や確保を図ることも必要となります。

視点3：つなげる

○個々の取り組みをつなげ、地域全体で展開する

個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワークを構築し、自助、共助のもとに地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

視点4：支え合う

○地域で支え合いながら、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進

本町の取り組みとしては、こうした地域全体のつながりを支えるとともに、個人や地域では対応できない課題に対して、きめ細やかな福祉サービスを提供することが求められます。

2 基本施策

基本施策 1 ともに支え合う地域福祉の推進

地域福祉の推進を図るためには一人ひとりに地域のことをより知ってもらい、地域の中の課題に気づき、地域の中でできることに積極的に取り組んでいってもらうことが大切になります。

一人ひとりが主役となり、地域の中で活躍してもらうために、地域福祉に関する幅広い情報提供や啓発活動に取り組むとともに、具体的な地域活動への参画に向けたきっかけづくり、各種の福祉教育の実施、活動の担い手となる人材の育成などを行い、地域福祉の推進に向けて自ら考え行動できる人を育てる取り組みの充実を図ります。

また、個々の取り組みがより効果的に進められるように地域福祉に関わる個人や団体のネットワークを構築し、ともに支え合う仕組みづくりを強化していきます。

基本施策 2 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実

高齢者が地域の中で安心して生活できるようにするためには、保健・医療・福祉が連携し必要なサービスが受けられる環境を整えるとともに、地域の中で互いにできることを行い、支え合いながら、高齢者とともにすべての町民がいきいきと暮らしていくことができるように環境を整えていくことが重要となります。

また、高齢者個人の状況や能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、介護予防から在宅介護サービス等の介護保険サービスなどへと、高齢者の状況に応じて切れ目のない支援ができる体制を整備していくことも必要であり、引き続き、総合的な高齢者福祉施策の推進を図っていきます。

基本施策 3 障がい者を支える総合的な支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていきたい、というニーズは、年々高まりつつあり、支援の仕方も多様化しています。

障がいのある人の主体性・自主性を尊重し、地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるよう、各種サービス等の情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、個々の能力や適正に応じて働き続けられるよう支援していきます。

また、地域の中で障がいに対する理解を深めてもらえるよう、広報紙や各種イベント等を活用した理解促進や啓発を行い、障がいのある人の社会参加の促進にも取り組んでいきます。

基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実

子どもたちは、将来の地域福祉を担う大切な存在です。

しかし、核家族化や就労形態の多様化、家庭養育力の低下、仕事と子育ての両立の難しさ、子育てに係る経済的負担の増大などが要因となって少子化が進んでおり、子どもを産み、育てやすい環境を充実させ、地域全体で子どもと家庭を支え合うことが重要です。

そこで、安心して妊娠、出産、子育てを行えるような総合的な相談事業や適切な支援が受けられるための切れ目のない体制の強化を図るとともに、子育て家庭の経済的な負担の軽減と心身の健康の保持と生活の安定を図り、子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができ、地域全体で子どもたちの成長を見守っていく地域社会の構築に努めます。

基本施策5 健康づくり、生きがいづくりの推進

若い世代も高齢者も、すべての人にとって健康はかけがいのないものです。

高齢期には加齢にともない身体能力が低下していくため、若い頃から自身の健康を気づかい、無理せず健康づくりに取り組む生活習慣を確立することが大切となります。

また趣味や生きがいなどをもち、充実した生活を送ることは心身に張りをもたらし、健康を維持することにもつながると思われまます。

一人ひとりが健康を保ち、地域の中でいきいきと活躍することにより、地域の中の様々な活動の活性化が図られ、地域全体で支え合うまちづくりが実現されていくと考えられるため、各種の保健サービスの充実を図り、健康づくりの支援を行うとともに、一人ひとりが良好な生活習慣を確立できるように、望ましい生活習慣、食生活、適切な運動習慣などの啓発や指導に取り組んでいきます。

基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進

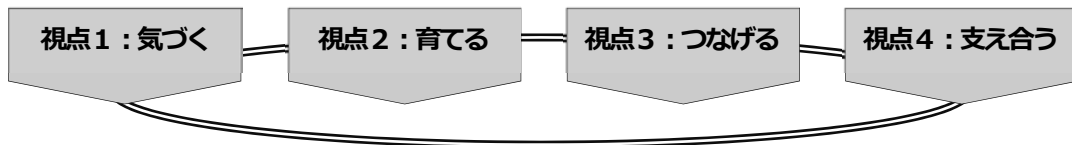
すべての人が安心して健やかに住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域住民や事業者、行政、その他関係機関が連携して、災害、事件、事故の防止に努め、安全・安心のまちづくりを推進します。

3 施策の体系

<基本理念>

一人ひとりが、お互い様の気持ちで支え合う、心通うまち 下仁田

<計画推進の視点>



<基本施策>

基本施策1 ともに支え合う地域福祉の推進

基本施策2 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実

基本施策3 障がい者を支える総合的な支援の充実

基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実

基本施策5 健康づくり、生きがいづくりの推進

基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進

第3章 地域福祉の取り組みの推進

基本施策 1 とともに支え合う地域福祉の推進

(1) 情報提供、意識啓発の推進

① 各種福祉講座、講演会の実施

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
福祉講座・講演会の実施	新規				

○今後の方向性

町福祉保険課と協力し、福祉に関する講座やシンポジウムの開催など、福祉について考える機会を提供し、福祉意識の普及に努めます。

② 福祉情報の提供

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
社協だよりの発行	継続				
ホームページの開設	新規				

○今後の方向性

社協だよりはこれまでどおり継続するとともに、ホームページを開設し広く町民への福祉情報の提供に努めます。

③ 社会福祉法人連絡会の推進

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
社会福祉法人連絡会の推進	継続				

○今後の方向性

社会福祉法人の公益的な取組の推進のため、町内の社会福祉法人間の連携強化により、社会福祉法人の機能を町民へ還元するための事業を推進する。

(2) 人づくりの推進

① 地区社協会長会議の開催

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
地区社協会長会議の開催	継続	→			

○今後の方向性

地区社協会長会議をとおり、地区内のボランティアの発掘やボランティアリーダーの発掘を行うとともに、地域共生社会実現のための協力者を育成していくことを目指します。

② ボランティア活動の推進

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
ボランティア連絡協議会の活性化	新規	⇒ 検討	→ 実施		
広報朗読テープ配布事業	継続	→ 継続			

○今後の方向性

個人ボランティアやボランティアグループの横の連携と町でのボランティア活動を活性化のために、ボランティア連絡協議会の活性化を推進する。

③ シルバー人材センター事業の推進

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
シルバー人材センター事業の推進	継続	→ 継続			

○今後の方向性

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織としてのシルバー人材センター事業を推進する。

(3) 相談支援体制の充実

① 心配ごと相談事業の推進

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
心配ごと相談事業の推進	継続				

○今後の方向性

民生委員・児童委員等を中心とした、心配ごと相談事業は、地域住民の身近な相談所としての位置づけや機能もあることから、引き続き事業を推進する。

② ふくし総合相談事業の実施

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
ふくし総合相談事業の実施	新規				

○今後の方向性

社会福祉法人制度改革にともなう社会福祉法人の地域貢献事業のひとつである群馬県社会福祉協議会が進めている、ふくし総合相談事業の実施に向け、町内社会福祉法人との連携により事業実施に向け調整を進める。

③ 地域包括支援センターとの連携

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
地域包括支援センターとの連携	継続				

○今後の方向性

地域包括ケアシステムの推進や生活支援体制整備事業など地域包括支援センターとの連携は重要であり、今後も継続し生活支援、介護予防の推進に努める。

特に、認知症高齢者やその家族に対する支援及び虐待への早期発見の情報共有に努めます。

(4) 地域でともに支え合う基盤の整備

① 民生委員・児童委員との連携

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
民生委員・児童委員との連携	継続				

○今後の方向性

見守りが必要なひとり暮らし高齢者などについて、民生委員・児童委員との連携を強化し、対象者の把握に努めるとともに、ふれあい・いきいきサロン活動への協力など連携・強化に努めます。

② 日常生活自立支援事業の推進

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
日常生活自立支援事業の実施	新規				

○今後の方向性

群馬県における日常生活自立支援事業の全市町村型への意向に向け、群馬県社会福祉協議会及び基幹社会福祉協議会である、富岡市社会福祉協議会等と協議が進んでいます。下仁田町社会福祉協議会でもスムーズな移行に向けて検討していきます。

③ 生活困窮者自立相談支援事業の実施

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
生活困窮者自立相談支援事業の実施	継続				

○今後の方向性

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方々に対し、相談に応じ支援していきます。

基本施策２ 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実

(1) 介護保険事業の推進

① 介護保険事業

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
訪問介護	継続	継続	→	→	→
居宅介護支援	継続	継続	→	→	→
介護予防訪問介護	継続	継続	→	→	→
介護認定調査受託事業	継続	継続	→	→	→

○今後の方向性

介護保険の事業について、介護サービスを必要とする人に適切なサービスを選択し、利用していただくようサービスの質に努めるとともに、認知症高齢者やその家族へ支援を積極的に進めます。

(2) 地域の高齢者支援事業の推進

① 地域の高齢者支援事業の推進

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
ミニデイサービス（ふれあい・いきいきサロン）事業の推進	継続	継続	→	→	→
緊急食糧等提供事業	継続	継続	→	→	→
配食サービス事業	継続	継続	→	→	→
布団乾燥サービス事業	継続	継続	→	→	→
ひとり暮らし老人友愛訪問事業	継続	継続	→	→	→

○今後の方向性

仲間づくりの活動、地域の交流の場など、外出の機会が少なくなりがちな高齢の方々の居場所づくりや住み慣れた地域で生活し続けるためのサービスを推進します。

(3) 関係機関団体との連携

① 老人クラブ連合会との連携

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
老人クラブ連合会との連携	継続	→			

○今後の方向性

地域包括ケアシステムの推進や介護予防の中心的な役割を担う老人クラブ連合会との連携により、町の地域包括ケアシステムの推進や介護予防のさらなる推進に向け連携します。

基本施策3 障がい者を支える総合的な支援の充実

(1) 障がい者自立支援事業の実施

① 障がい者自立支援事業の実施

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
身体障がい者居宅介護事業の実施	継続	継続	→		

○今後の方向性

障がい福祉サービスの適切な利用促進に向け、関係課や相談支援センター等関係機関との連携による支援体制を整えてるとともに、サービスの質の向上に努めます。

基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実

(1) 地域ぐるみで子育て支援を推進

① 地域ぐるみで子育て支援を推進

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
入学祝金贈呈事業	継続	→			
子育てサロンの実施	新規	← 検討	→	← 実施	→

○今後の方向性

地域全体で子育てを支援していくことができるように、子育てサロンの検討や子育てボランティアの育成に努めます。

基本施策5 健康づくり、生きがいづくりの推進

(1) 健康づくり、生きがいづくりの推進

① 健康づくり、生きがいづくりの推進

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
ゲンランドゴルフ大会への協力	継続	継続			→
身体活動・身体運動への協力	継続	継続			→

○今後の方向性

老人クラブ連合会と協力し、敬老会、100歳御祝、研修会等を開催し、活力ある老人クラブ活動を支援するとともに、町と協力し健康づくり、生きがいづくりに努めます。

基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進

(1) 安全・安心のまちづくりの推進

① 福祉避難所への協力

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
福祉避難所への協力	新規	→ 検討	→	→ 実施	→

○今後の方向性

現在、保健センター1か所が福祉避難所となっていますが、大規模自然災害やその他の緊急事態が発生した場合、一時的に避難所が複数設置されることも想定されます。社会福祉協議会として避難所でのボランティア活動を想定し協力体制の整備に努めます。

② (仮) 緊急安心カード事業

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
(仮) 緊急安心カード事業	新規	→ 検討	→	→ 実施	→

○今後の方向性

災害時や緊急時に医療情報や緊急連絡先を記載した情報を本人及び関係者が共有し対応できる(仮)緊急安心カード事業の実施に向け検討します。

③ (仮) 災害ボランティア関係基盤支援事業

事業名	区分	実施年度			
		31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
(仮) 災害ボランティア関係基盤支援事業	新規	→ 検討	→	→	→ 実施

○今後の方向性

近年各地で発生している自然災害等に全国から駆けつけるボランティア等に適切に活動していただくためにも、災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備や職員の参集マニュアル等の整備を進めます。

資料編

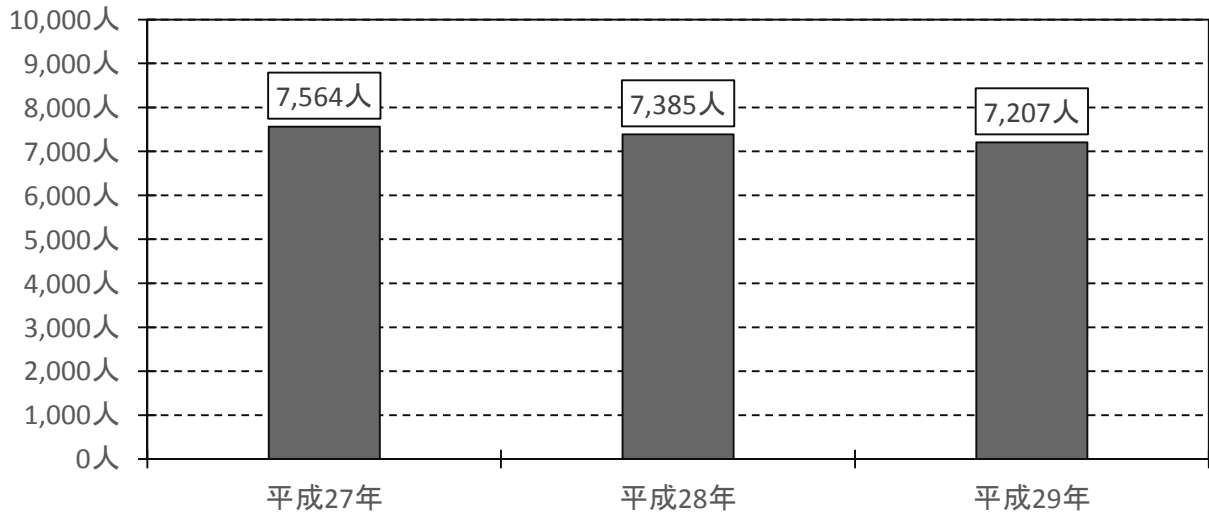
(※ 資料編については、平成30年3月に策定された下仁田町地域福祉計画と連携しながら実施する下仁田町地域福祉活動計のため、統一した資料を掲載しました。)

1 地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口の状況

1) 総人口の推移

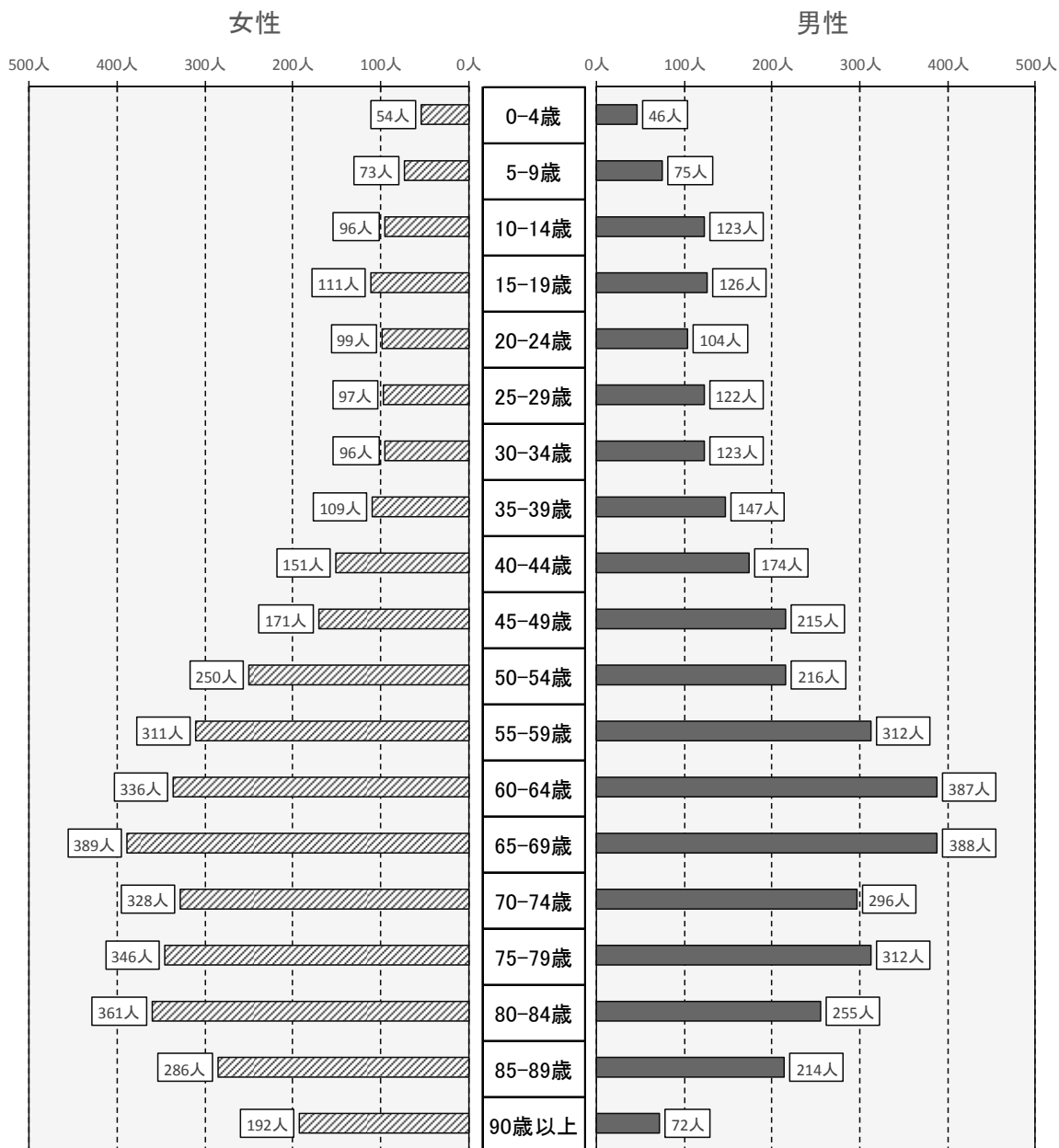
総人口の推移



厚生労働省による国勢調査人口を基準とした市町村別人口推計、各年10月1日現在

総人口は減少傾向にあり、平成29年には7,207人となっています。

2) 人口構成



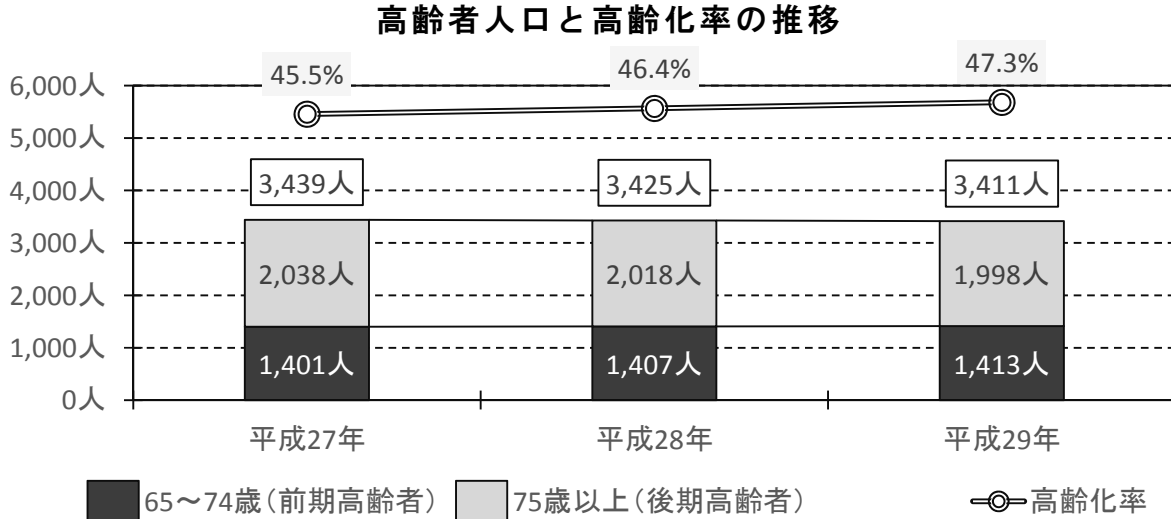
平成 27 年 10 月 1 日現在

平成 27 年の人口構成をみると、男女とも 65-69 歳がもっとも多く、65 歳以上では各年齢層とも男性より、女性の方が多くなっています。

反対に、50 歳未満の層では、女性よりも男性の方が各年齢層ともやや多くなっています。(0-4 歳は女性の方が多い)

(2) 高齢者福祉の状況

1) 高齢者人口等の推移

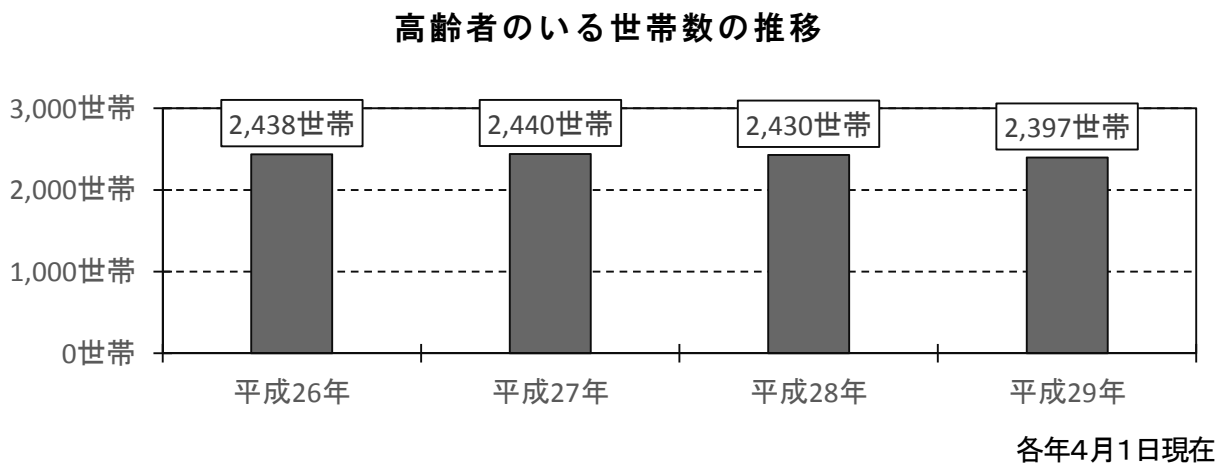


厚生労働省による国勢調査人口を基準とした市町村別人口推計、各年10月1日現在

高齢者数は減少傾向にあり、平成29年には3,411人となっています。前期高齢者数はやや増加していますが、後期高齢者は減少となっています。

総人口も減少しているものの、高齢化率は増加傾向にあり、平成29年には47.3%となっています。

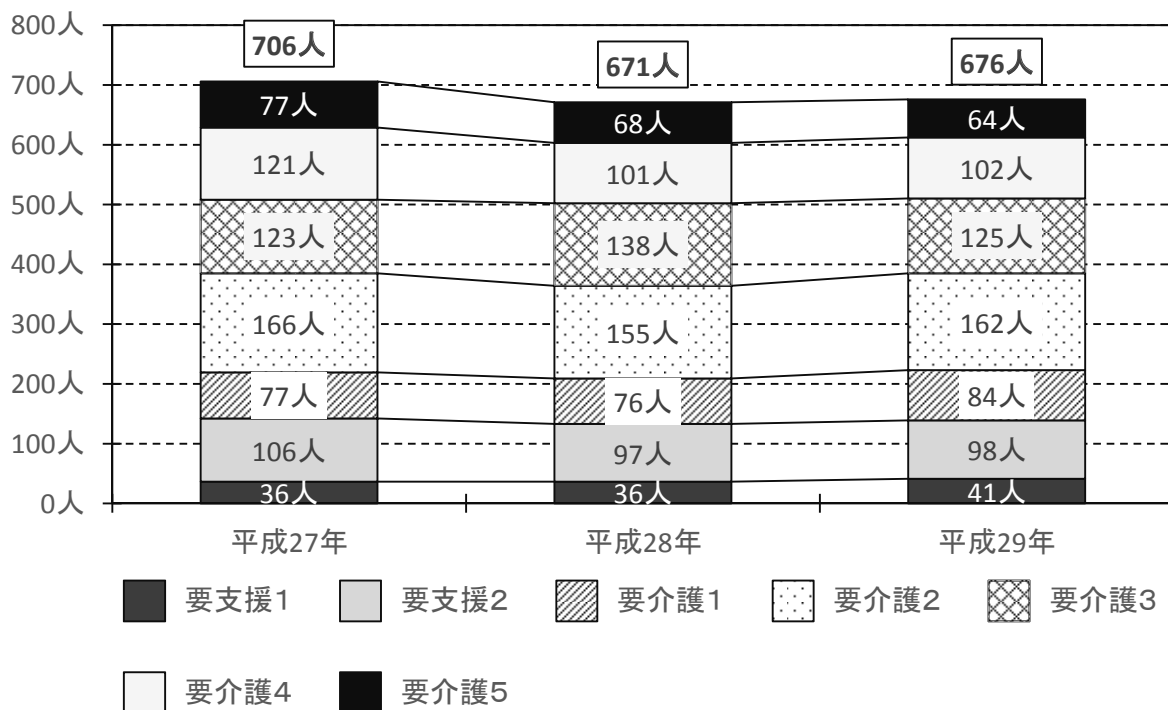
2) 高齢者のいる世帯の状況



高齢者のいる世帯数はやや減少傾向にあり、平成29年には2,397世帯となっています。

3) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定数の推移

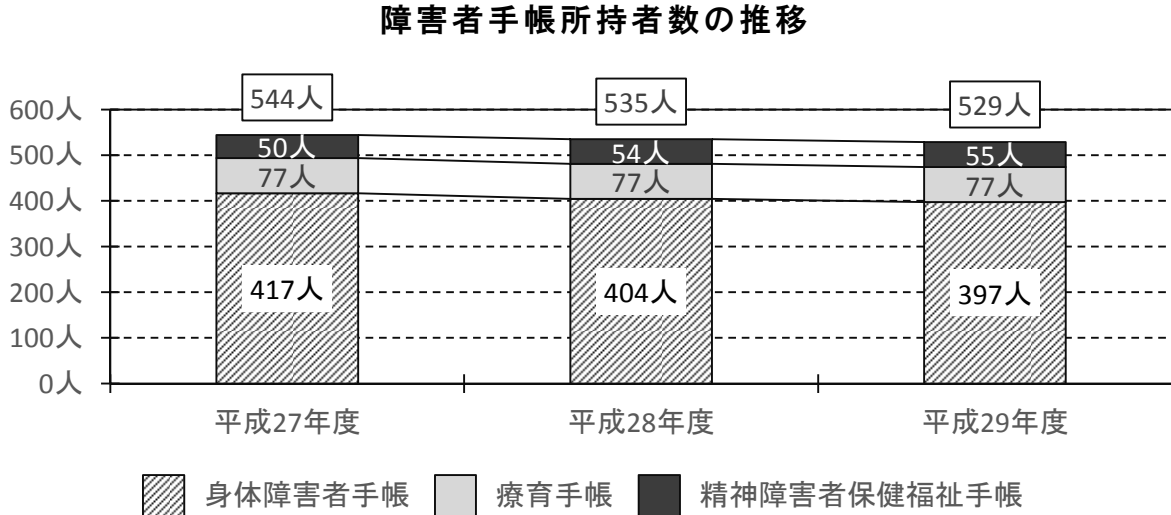


各年「介護事業状況報告10月月報」より

認定者数は平成28年以降ほぼ横ばいに推移しており、平成29年には676人となっています。各要介護度の割合に大きな変化はなく、要介護2がもっとも多くなっています。

(3) 障がい者福祉の状況

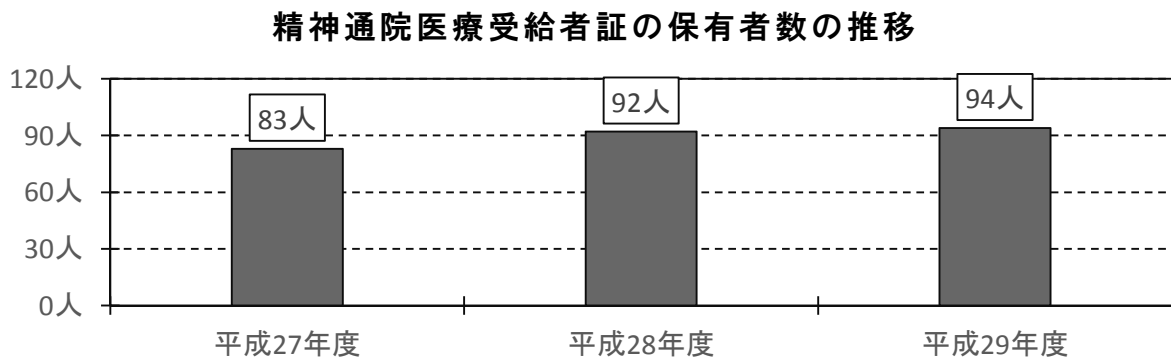
1) 障害者手帳等所持者数の推移



福祉保険課資料、各年度末実績(平成29年度は12月1日現在)

障害者手帳所持者数の合計はやや減少し、平成29年度は529人となっています。
身体障害者手帳の所持者数は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数はやや増加しています。

2) 精神通院医療受給者証の状況



福祉保険課資料、各年度末実績(平成29年度は12月1日現在)

精神通院医療受給者証の保有者数は増加傾向にあり、平成29年度には94人となっています。

3) 各種手当等の受給状況

特別障害者手当等受給者数の推移

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特別障害者手当受給者	3人	3人	3人
障害児福祉手当受給者	1人	1人	1人
計	4人	4人	4人

福祉保険課資料、各年度末実績

特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者ともに人数に増減はなく、横ばいに推移しています。

在宅重度障害者介護手当受給者数の推移

種別	平成27年度	平成28年度
在宅重度障害者介護手当受給者	11人	13人
計	11人	13人

福祉保険課資料、各年度末実績

※下仁田町に在宅する重度障害者（児）の介護を日常行っている者に対し支給

在宅重度障害者介護手当受給者の人数はやや増加し、平成28年度は13人となっています。

特定疾患等患者見舞金受給者数の推移

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定疾患患者	51人	46人	43人
特定疾患に準ずる難病患者	99人	89人	93人
計	150人	135人	136人

福祉保険課資料、各年度末実績

※特定疾患等の患者又は患者の保護者に対して見舞金を支給。

特定疾患に準ずる難病患者とは以下のとおり。

- ・心臓機能障害（1～3級）
- ・腎臓機能障害（1～3級）
- ・ぼうこう・直腸障害（身体障害者手帳所持者）
- ・リウマチによる障害（1～3級）

特定疾患等患者見舞金受給者は、平成28年度に減少し、平成29年度は横ばいに推移し、136人となっています。

特定疾患患者は減少傾向にありますが、特定疾患に準ずる難病患者は年度によりばらつきがあり、平成29年度は93人となっています。

(4) 子どもを取り巻く状況

1) 保育園・こども園の状況

保育園・こども園の入所児童数の推移

名 称	平成27年度	平成28年度	平成29年度
馬山保育園	63人	—	—
馬山こども園	—	66人	66人
青倉保育園	61人	53人	49人
合計	124人	119人	115人

福祉保険課資料、各年度末実績(平成29年度は12月1日現在)

保育園・こども園の入所児童数は減少傾向にあり、平成29年度は115人となっています。

2) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの入所児童数の推移

名 称	平成27年度	平成28年度	平成29年度
どろんこ学園	30人	44人	32人
がんばりっこクラブ	29人	30人	36人
合計	59人	74人	68人

福祉保険課資料、各年度末実績(平成29年度は5月1日現在)

放課後児童クラブの入所児童数の推移

名 称	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
どろんこ学園	7人	9人	10人	1人	5人	0人	32人
がんばりっこクラブ	5人	9人	5人	5人	7人	5人	36人
合計	12人	18人	15人	6人	12人	5人	68人

福祉保険課資料、平成29年5月1日現在

放課後児童クラブの入所児童数は平成28年度に増加し、平成29年度は68人となっています。

入所児童の学年は、1～3年生が4～6年生よりも多くなっていますが、がんばりっこクラブではほぼ同数なのに対して、どろんこ学園では4～6年生が1～3年生よりも少なく、1/4程度となっています。

(5) 保健サービスの状況

1) 健康教室

集団健康教育の実施状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
集団健康教育	実施回数	24回	40回	40回
	延参加人数	565人	1,399人	870人

保健センター資料

集団健康教育の実施回数は増えていますが、延べ参加人数は平成 29 年度に減少し、870 人となっています。

2) 健康相談

各種健康相談の実施状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
総合健康相談	実施回数	5回	5回	3回
	延参加人数	15人	17人	18人
重点健康相談	実施回数	6回	4回	6回
	延参加人数	9人	6人	10人

保健センター資料

総合健康相談の実施回数は平成 29 年度に3回に減少しましたが、延べ参加人数は 18 人と増加しています。

重点健康相談は平成 29 年度には6回開催し、延べ参加人数も 10 人と前年度よりも増加しています。

随時健康相談の実施状況

随時健康相談		平成27年度	平成28年度
母子	対面	150件	71件
	電話	15件	16件
精神	対面	81件	26件
	電話	100件	70件
健康増進 (～64歳)	対面	68件	21件
	電話	32件	58件
介護予防 (65歳～)	対面	11件	12件
	電話	32件	14件

保健センター資料

随時健康相談については、健康増進（～64歳）で電話相談の件数が増加していますが、母子と精神については、対面の相談件数が大きく減少しています。また精神については電話による相談件数も減少しています。

3) 各種検診事業報告

各種健診の実施状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健診	対象者	1,544人	1,467人	1,379人
	受診者	815人	737人	674人
	率	52.8%	50.2%	48.9%
後期高齢者健診	対象者	2,204人	1,356人	1,262人
	受診者	598人	569人	550人
	率	27.1%	42.0%	43.6%
胃がん検診	対象者	6,100人	3,018人	2,890人
	受診者	313人	284人	298人
	率	5.1%	9.4%	10.8%
子宮頸がん検診	対象者	1,839人	1,817人	1,442人
	受診者	212人	188人	200人 (計画)
	率	11.5%	10.3%	13.9%
乳がん検診	対象者	1,598人	1,179人	1,301人
	受診者	243人	247人	220人 (計画)
	率	15.2%	20.9%	16.9%
大腸がん検診	対象者	6,100人	4,816人	4,897人
	受診者	1,100人	967人	875人
	率	18.0%	20.1%	17.9%

保健センター資料

特定健診の受診率はやや低下していますが、平成29年度には48.9%と他の健診よりも受診率は高くなっています。

後期高齢者健診については、平成28年度に受診率が増大し、平成29年度は43.6%となっています。

他の健診等については平成29年度の受診率は10%台となっています。

(6) 母子保健事業の状況

1) 妊娠の届け出状況

妊娠の届け出数の推移

	平成27年度	平成28年度
妊娠の届出	28人	17人

保健センター資料

妊娠の届け出数は平成28年度は17人と前年度よりも減少しています。

2) 各種事業の実施状況

訪問指導の実施状況

訪問指導		平成27年度	平成28年度
妊婦	実人数	1人	1人
	延人数	1人	1人
産婦	実人数	25人	24人
	延人数	26人	26人
新生児	実人数	18人	21人
	延人数	18人	23人
乳児	実人数	9人	3人
	延人数	10人	3人
幼児	実人数	0人	7人
	延人数	0人	7人

保健センター資料

新生児への訪問指導は平成28年度に実施人数が増加しましたが、乳児への訪問指導については減少しています。

集団健康教育の実施状況

		平成27年度	平成28年度
集団健康教育	実施回数	22回	11回
	延参加人数	214人	158人

保健センター資料

集団健康教育の実施回数、延べ参加人数ともに平成28年度には減少しています。

3) 各種健診の実施状況

妊婦健診の実施状況

妊婦健診		平成27年度	平成28年度
年14回 /1人あたり	実人数	47人	32人
	延人数	357人	205人

保健センター資料

妊婦健診の人数は平成28年度には32人と、前年度よりも減少しています。

乳児健診の実施状況

乳児健診		平成27年度	平成28年度
3～4か月 (年6回)	延人数	22人	24人
	受診率	100.0%	100.0%
6～7か月 (年6回)	延人数	22人	29人
	受診率	91.7%	100.0%
9～10か月 (年6回)	延人数	19人	28人
	受診率	100.0%	100.0%

保健センター資料

乳児健診の受診率はいずれも100%となっています。

幼児健診の実施状況

幼児健診		平成27年度	平成28年度
1歳 (年6回)	延人数	20人	26人
	受診率	105.3%	92.9%
1歳半 (年6回)	延人数	22人	21人
	受診率	104.8%	95.5%
2歳 (年6回)	延人数	17人	17人
	受診率	100.0%	100.0%
2歳半 (年6回)	延人数	18人	16人
	受診率	100.0%	100.0%
3歳 (年6回)	延人数	29人	16人
	受診率	100.0%	100.0%
3歳半 (年6回)	延人数	30人	22人
	受診率	93.8%	100.0%

保健センター資料

幼児健診の受診率はいずれも 100%に近いものとなっていますが、1歳及び1歳半では90%台とわずかに100%に達しませんでした。

5歳児健診の実施状況

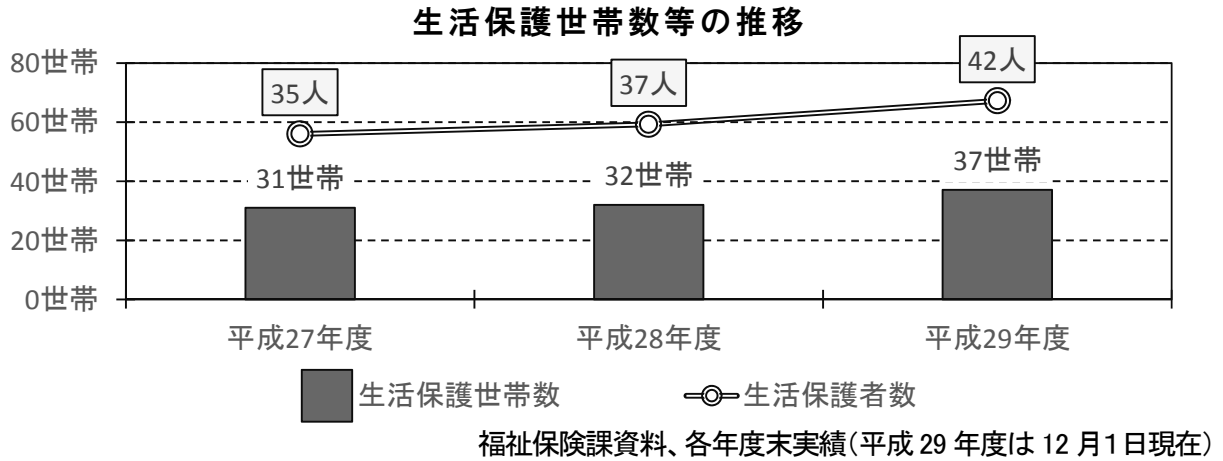
5歳児健診	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年中児相談	—	2回	2回

保健センター資料

平成28年度から5歳児健診を実施しており、平成29年度も2回開催しています。

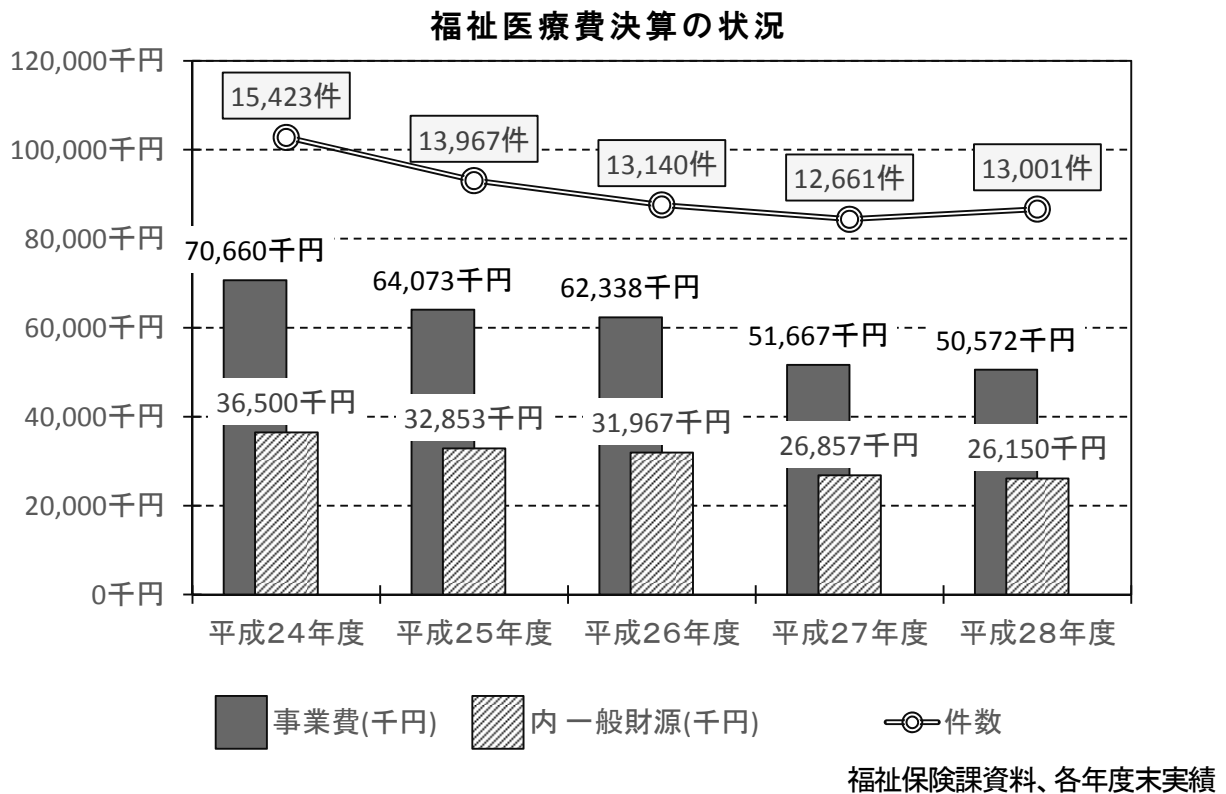
(7) その他の状況

1) 生活保護の状況



生活保護の世帯数、保護者数はともに微増し、平成29年度には37世帯、42人となっています。

2) 福祉医療の状況



福祉医療は件数が減少し、事業費も減少傾向にあります。

2 アンケート調査のポイント

(1) 調査の目的

「下仁田町地域福祉計画」策定に向け、施策の推進や計画策定の基礎資料とするために、福祉全般のことや施策ニーズに関するアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の実施状況

① 調査期間

平成29年9月～10月

② 調査方法

郵送による配布・回収

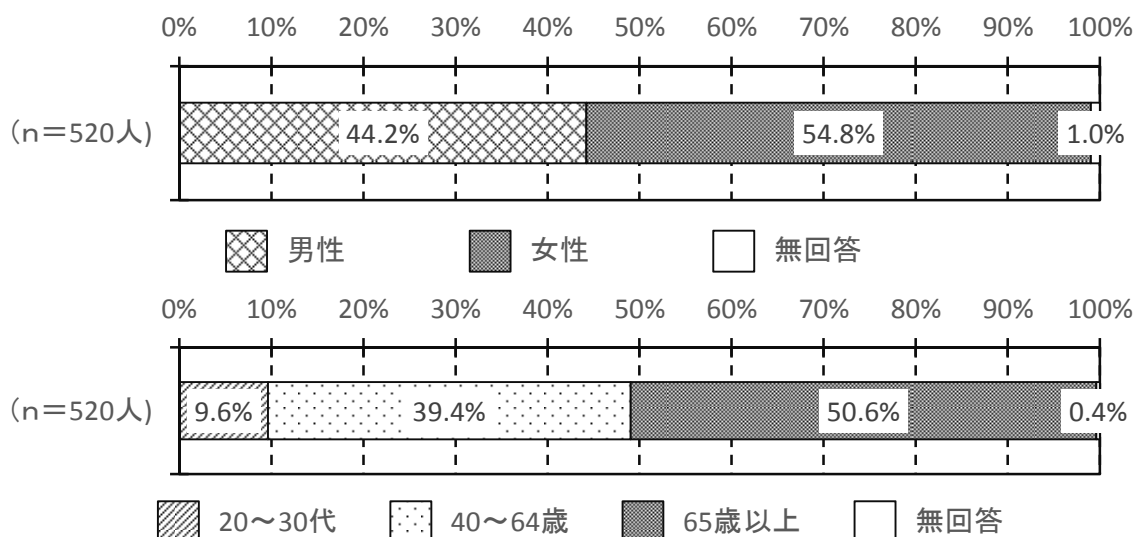
③ 調査対象

下仁田町在住の町民 1,000 人（住民基本台帳からの無作為抽出）

④ 回収状況

対象者	発送数	回収数	回収率
町内在住の町民	1,000 人	520 票	52.0%

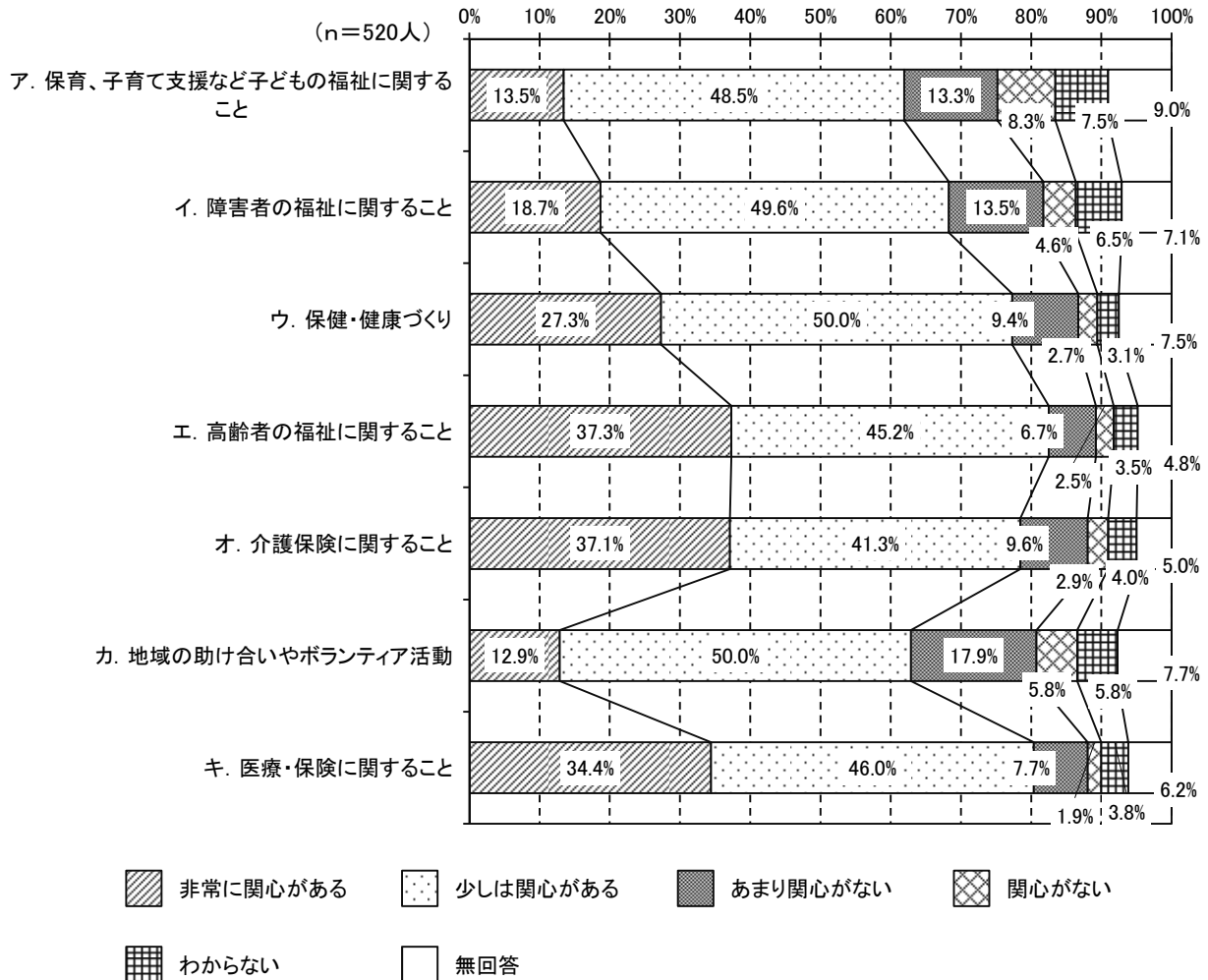
(3) 回答者の基本属性



回答者の性別は、「男性」が44.2%、「女性」が54.8%、年齢は、「65歳以上」(50.6%)が半数を占め、ついで「40～64歳」が39.4%となっています。

(4) 主な調査結果

1) 福祉分野ごとの関心の度合い

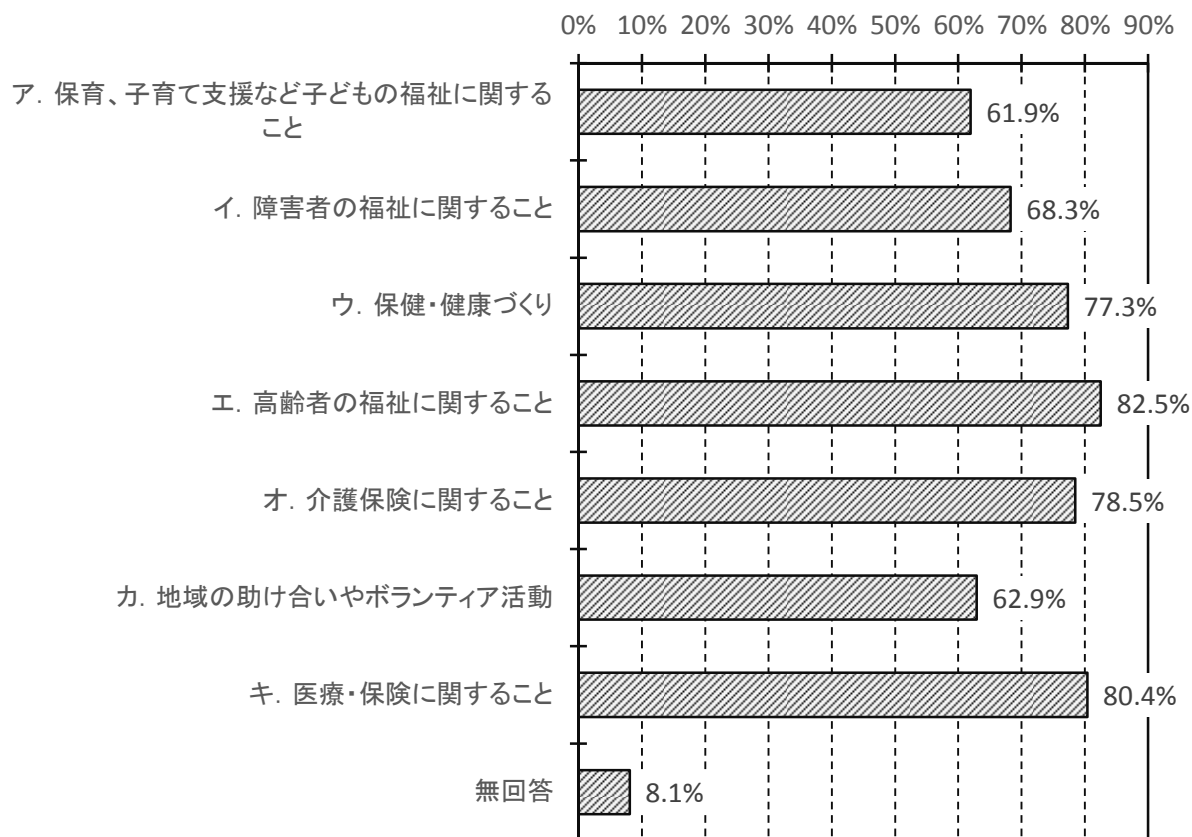


すべての分野において、「非常に興味がある」、「関心がある」という回答が、「あまり興味がない」、「関心がない」という回答よりも割合が高くなっています。

カ. 地域の助け合いやボランティア活動については、「あまり興味がない」(17.9%)、「関心がない」(5.5%)と他の分野よりも関心がないという回答の割合が高くなっています。

「非常に興味がある」という強い関心の割合が高かったのは、エ. 高齢者の福祉に関すること(37.3%)と、オ. 介護保険に関すること(37.1%)となっています。

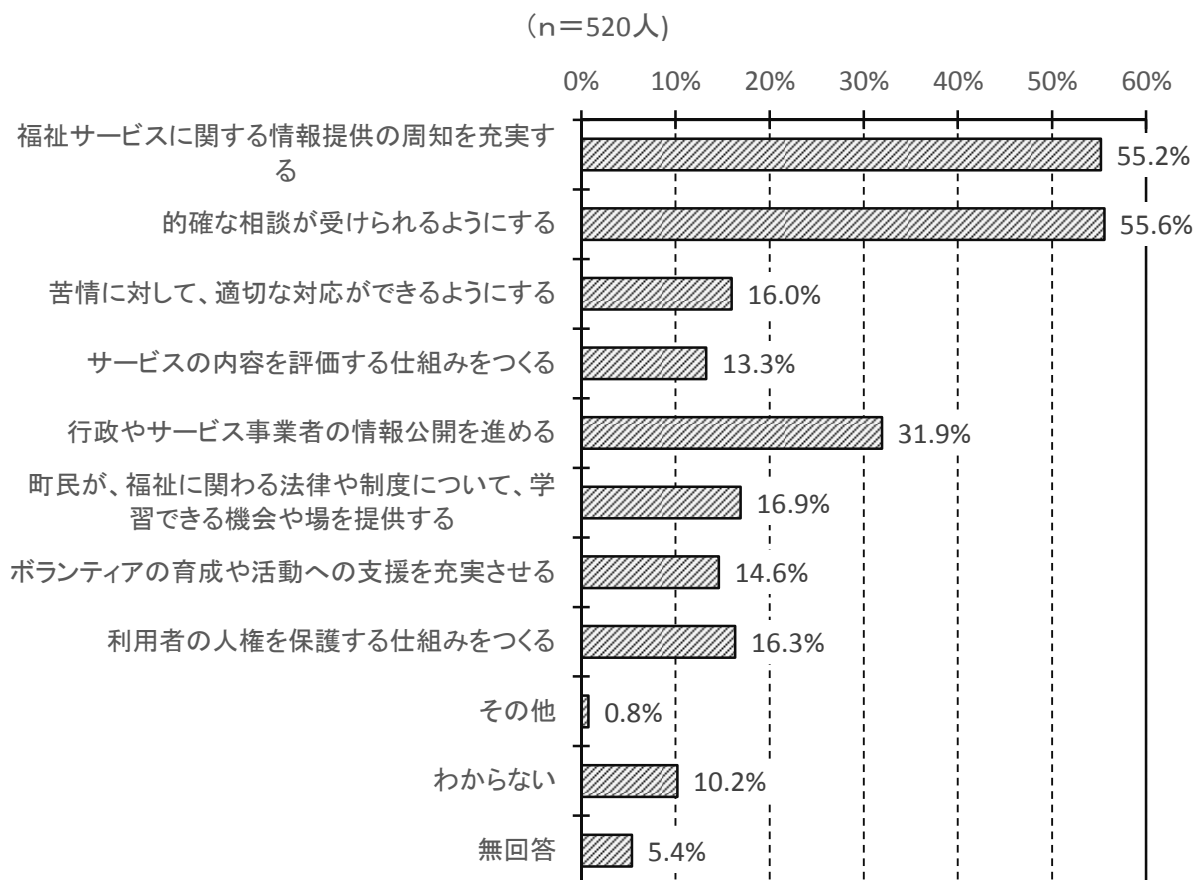
(n=520人)



「非常に関心がある」、「関心がある」という回答について整理すると、エ. 高齢者の福祉に関すること（82.5%）と、キ. 医療・保険に関すること（80.4%）では関心があるという回答が8割を超え、オ. 介護保険に関すること（78.5%）、ウ. 保健・健康づくり（77.3%）への回答も7割を超えています。

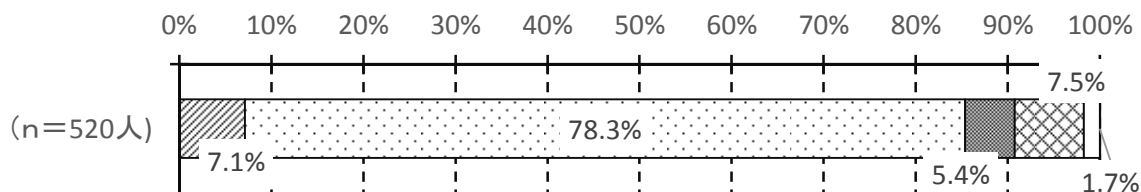
高齢者に身近な分野に関しては関心があるという回答の割合が高くなっていますが、ア. 保育、子育て支援など子どもの福祉に関すること、に関心があるという回答は61.9%で、すべての分野の中で割合がもっとも低くなっています。



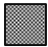
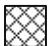
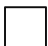
2) 利用者本位の福祉サービスに向けて必要なこと



利用者本位の「福祉サービス」を実現するために必要なことについては、「福祉サービスに関する情報提供の周知を充実する」(55.2%)、「的確な相談が受けられるようにする」(55.6%)への回答がともに半数を超え、ついで「行政やサービス事業者の情報公開を進める」が31.9%と情報提供と相談の充実が必要という回答が多くなっています。

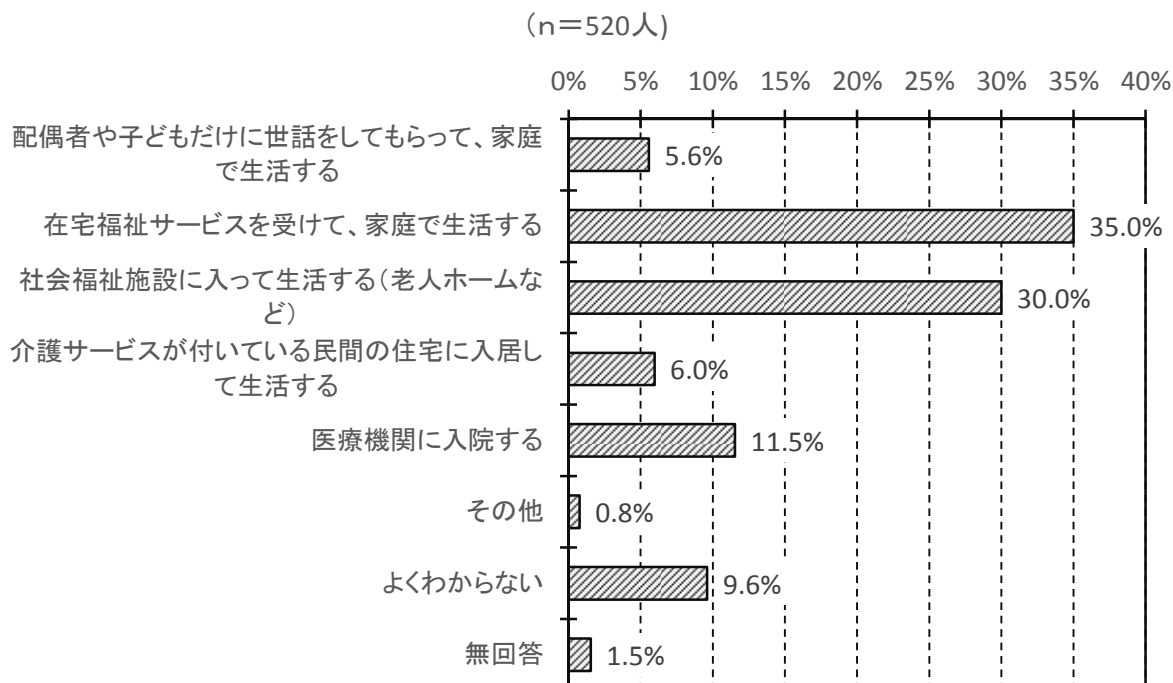
3) 利用者負担とサービス水準に関する考え方



-  よりよいサービスを利用するためには、利用者の負担が今より増えてもよい
-  サービスは今の水準を維持するとともに、利用者の負担が今より重くならないようにする
-  サービスの質が今より下がっても、利用者の負担を今より軽くする方がよい
-  よくわからない
-  無回答

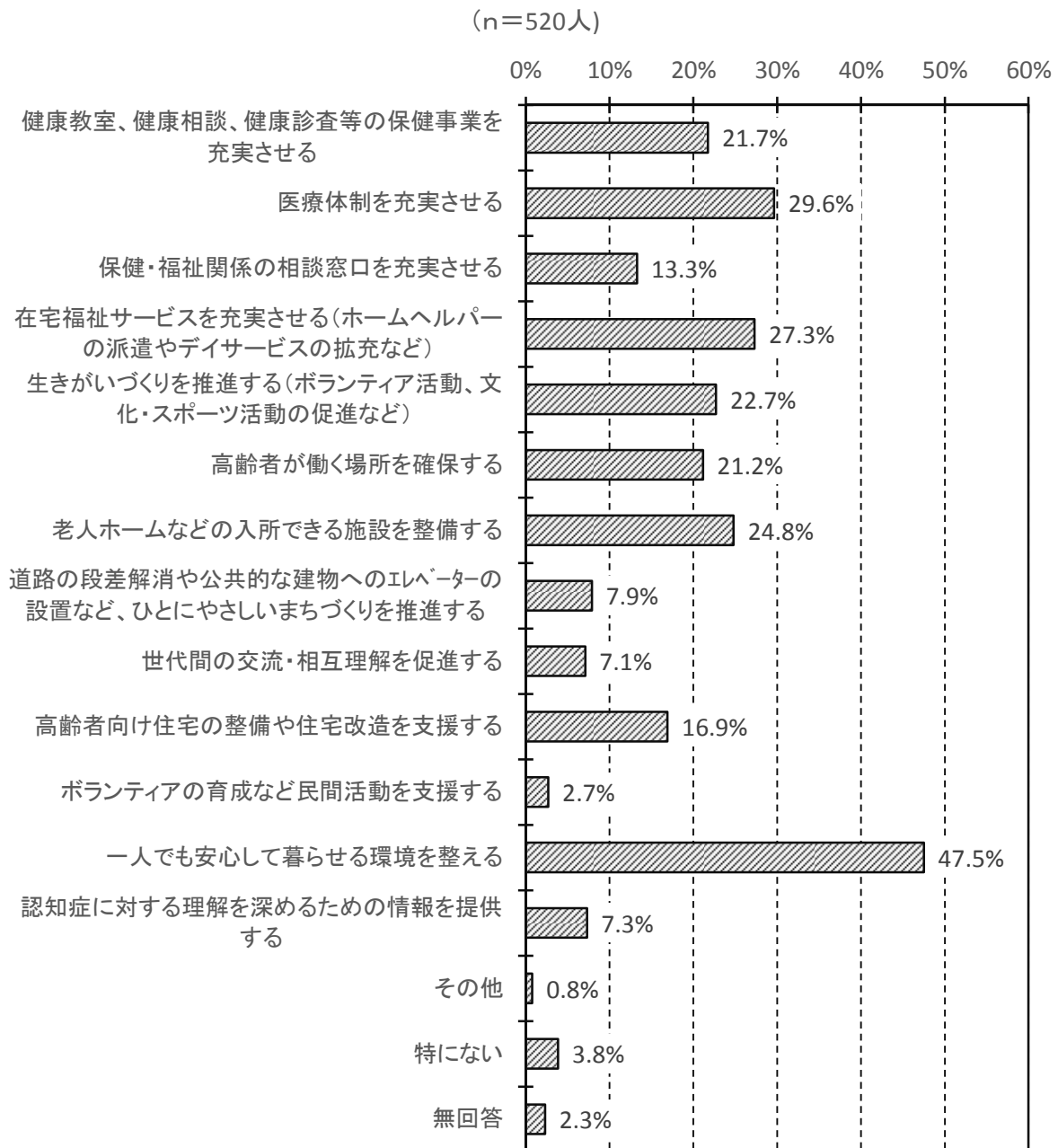
介護などの福祉サービスの利用者負担とサービス水準については、78.3%が「サービスは今の水準を維持するとともに、利用者の負担が今より重くならないようにする」と、サービス水準も利用者負担も現状維持を希望する回答が8割近くを占めています。

4) 介護に関する考え方



自身に対する介護のあり方については、35.0%が「在宅福祉サービスを受けて、家庭で生活する」、30.0%が「社会福祉施設に入って生活する(老人ホームなど)」としており、福祉サービスを利用しながら在宅生活を継続したいという回答と、施設に入所したいという回答がほぼ同じ割合となっています。

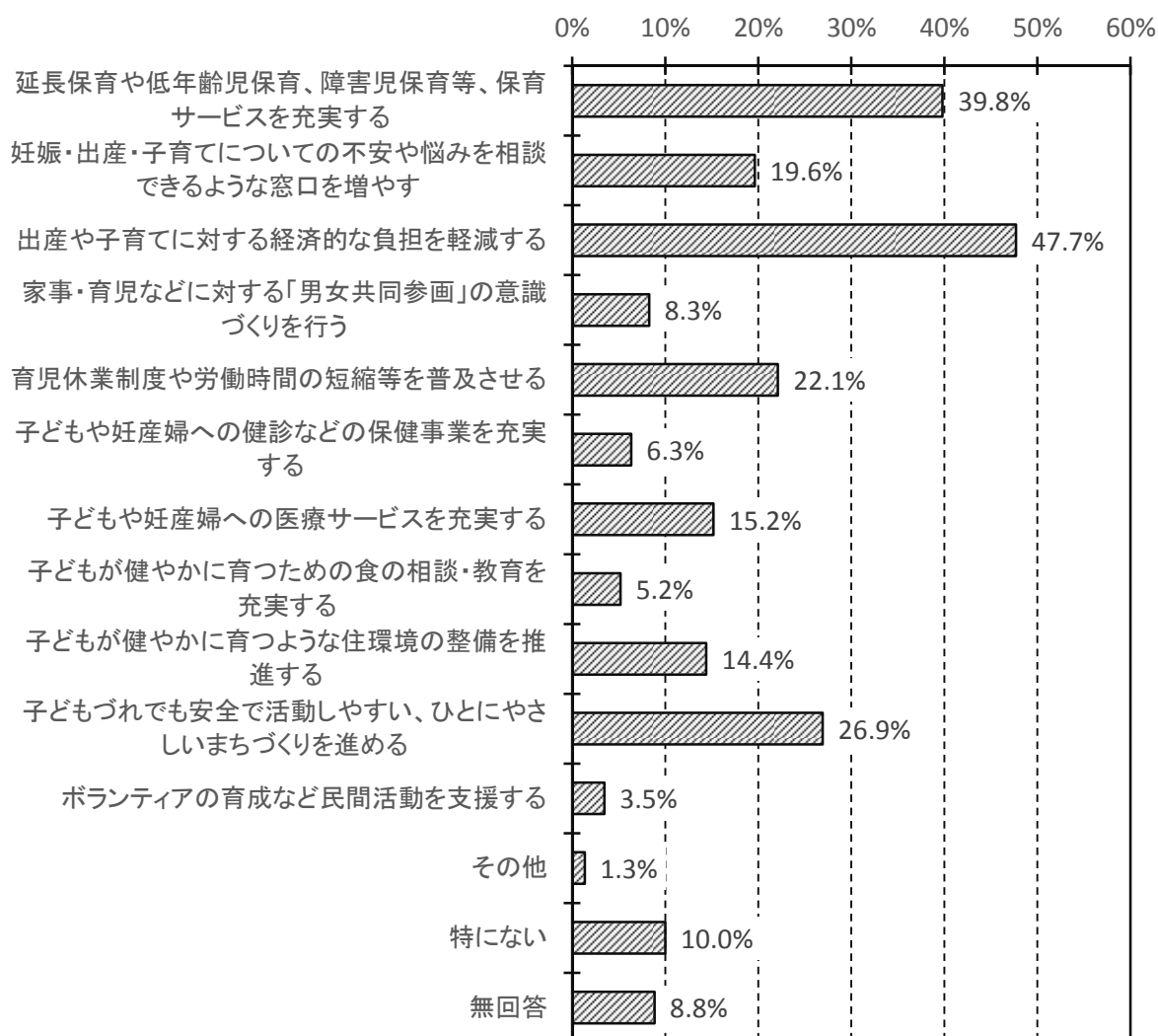
5) 高齢者福祉の推進に向けて必要なこと



高齢者福祉に推進に向けて必要なことについては、「一人でも安心して暮らせる環境を整える」が47.5%でもっとも多くなっています。

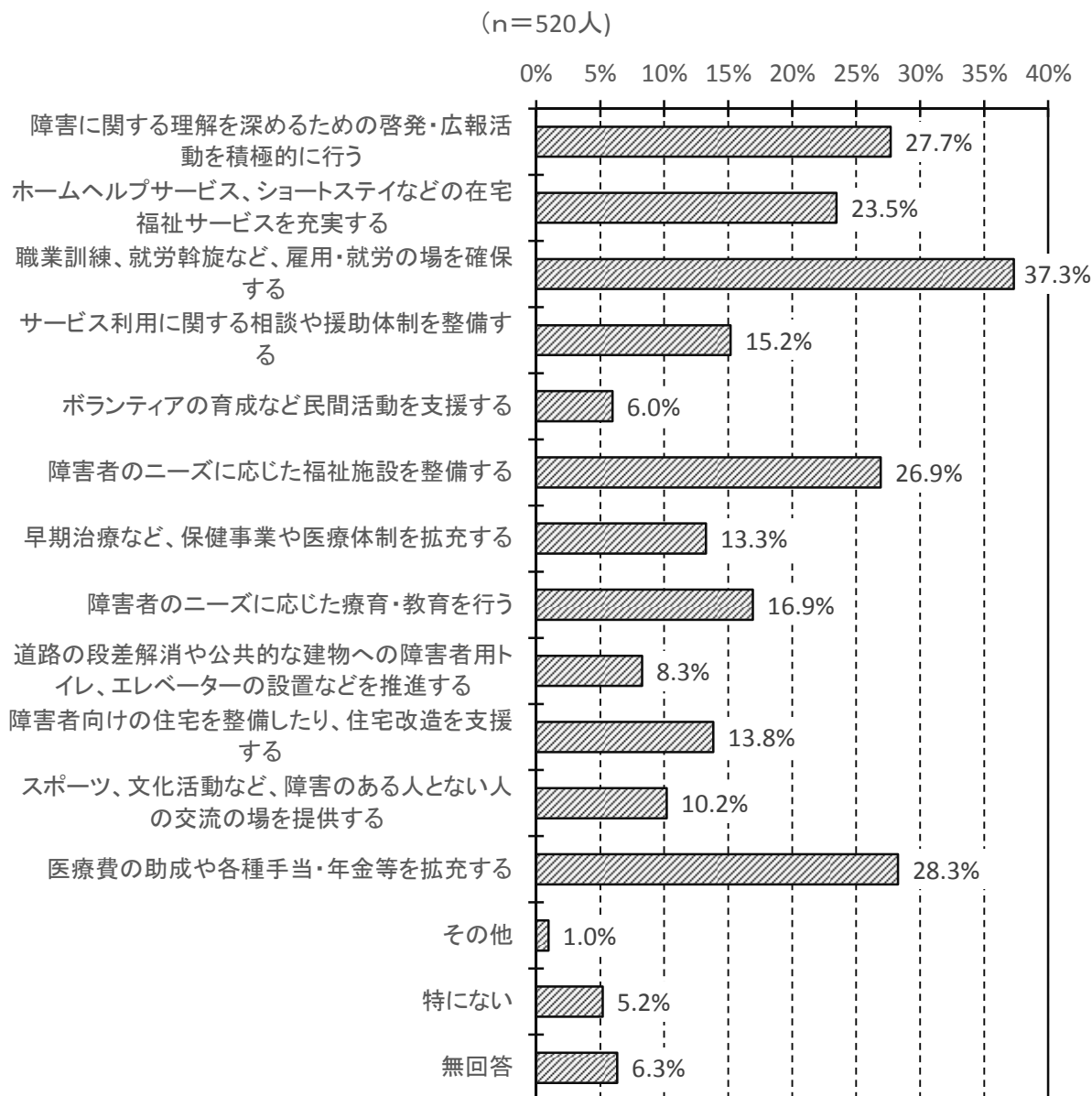
6) 児童福祉の推進に向けて必要なこと

(n=520人)



子育て支援等の児童福祉の推進において必要なことについては、「出産や子育てに対する経済的な負担を軽減する」が47.7%、「延長保育や低年齢児保育、障害児保育等、保育サービスを充実する」が39.8%と回答が多くなっています。

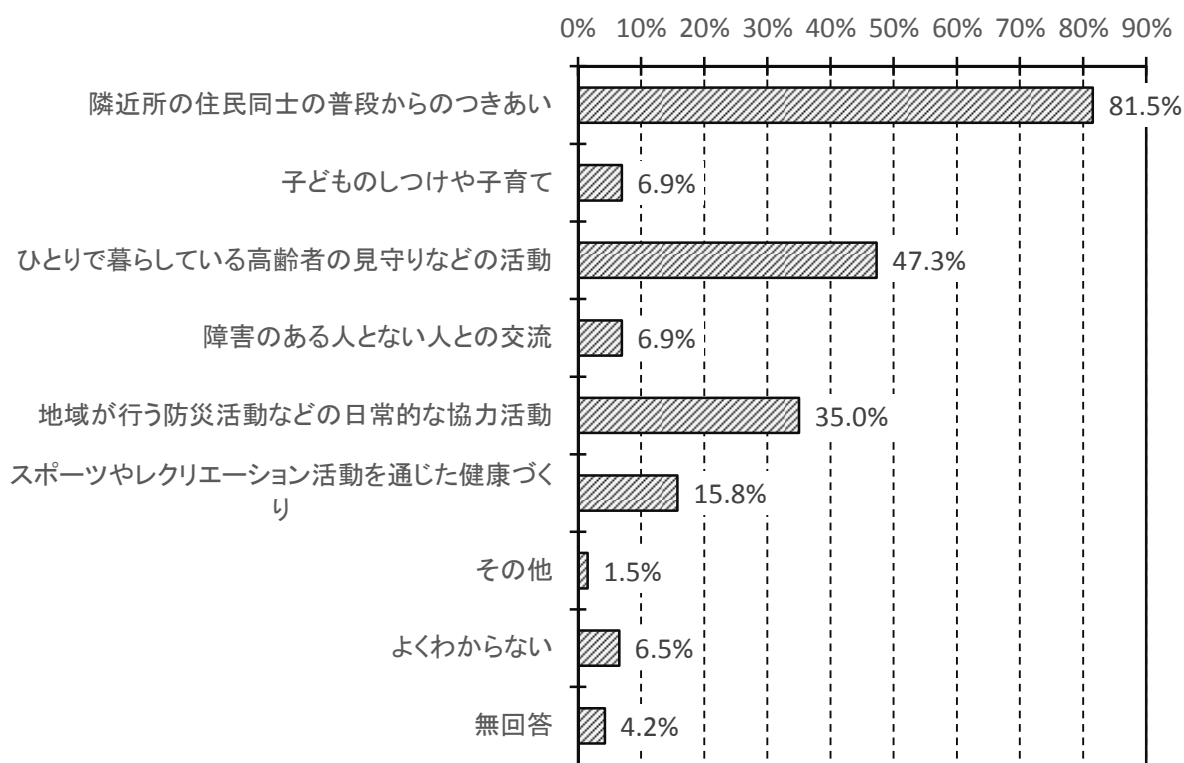
7) 障害者福祉の推進に向けて必要なこと



障害福祉の推進に向けて必要なことについては、「ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実する」が37.7%でもっとも多く、ついで「医療費の助成や各種手当・年金等を拡充する」(28.3%)、「障害に関する理解を深めるための啓発・広報活動を積極的に行う」(27.7%)、「障害者のニーズに応じた福祉施設を整備する」(26.9%)、「ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実する」(23.5%)など、様々な項目において取り組みの充実が大切であるとしています。

8) 地域の支え合いにおいて大切なこと

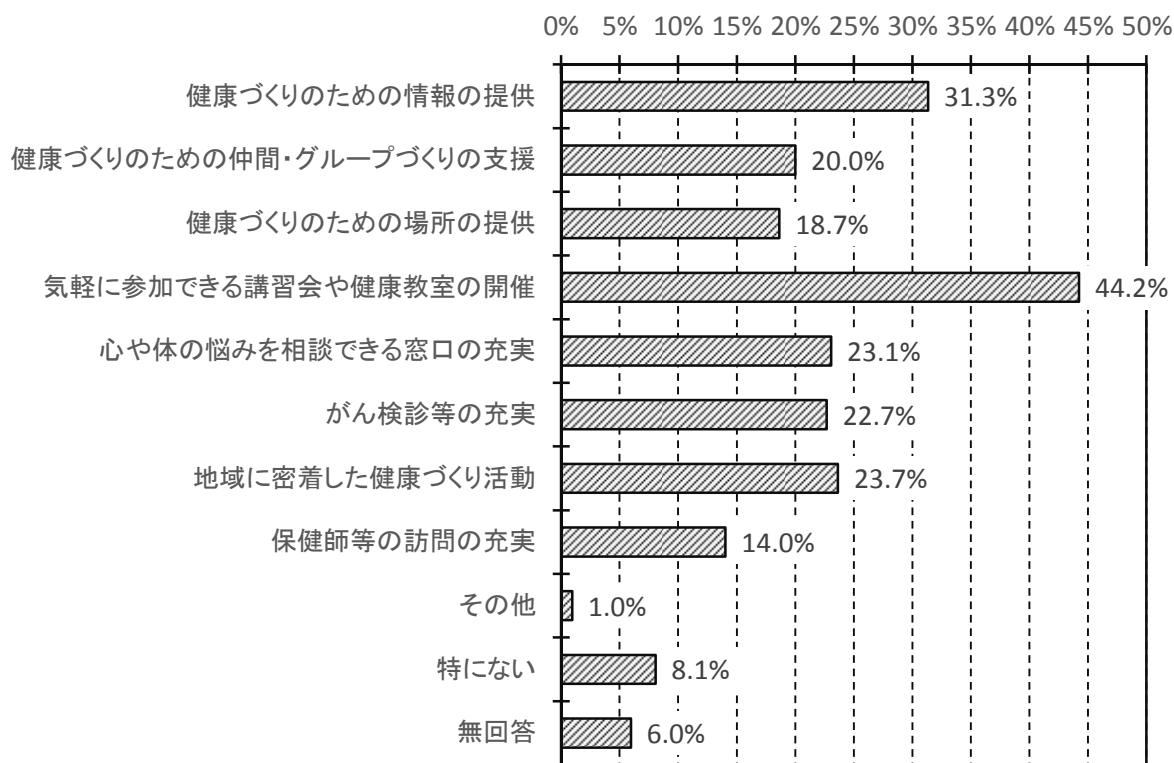
(n=520人)



地域で支え合っていくために大切なこととしては、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」が81.5%でもっとも多くなっています。ついで「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」が47.3%となっています。

9) 健康づくりのために重要な保健事業

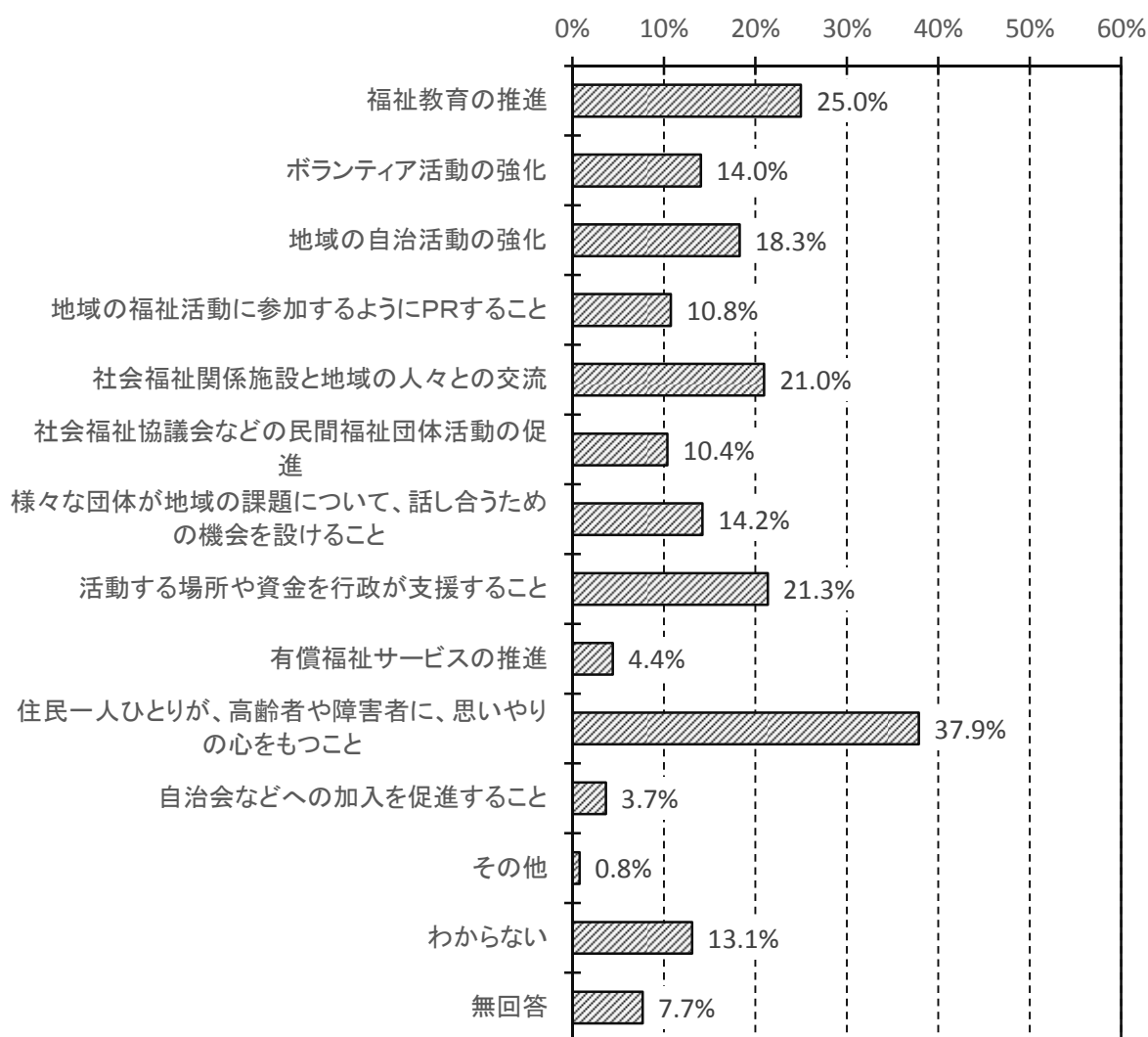
(n=520人)



健康づくりのために必要な保健事業としては、「気軽に参加できる講習会や健康教室の開催」が44.2%でもっとも多くなっています。ついで「健康づくりのための情報の提供」が31.3%となっており、その他の事業についても2割前後の回答があります。

10) 地域福祉推進に向けて重要なこと

(n=520人)

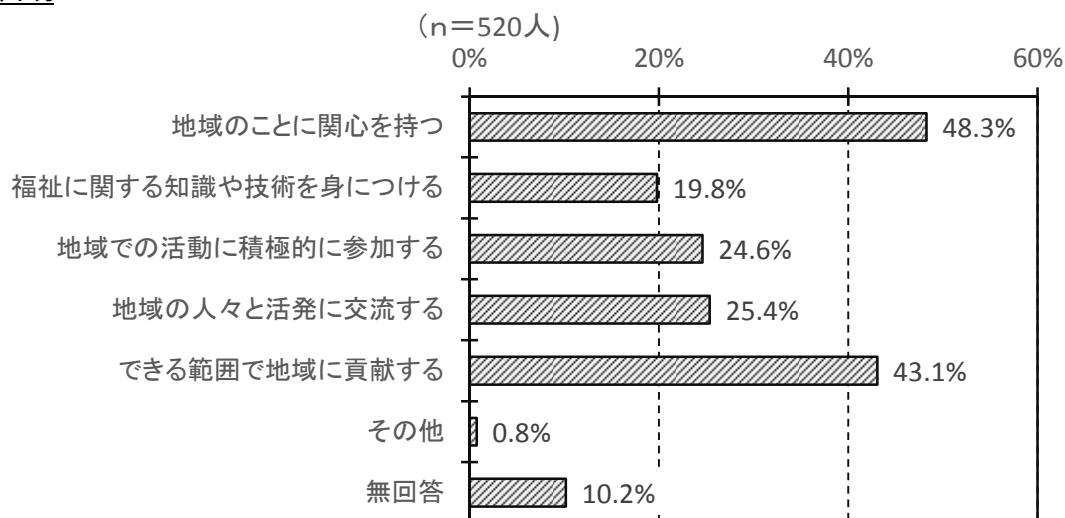


地域福祉の推進において重要なこととしては、「住民一人ひとりが、高齢者や障害者に、思いやりの心をもつこと」が37.9%でもっとも多くなっています。

その他に「福祉教育の推進」(25.0%)、「社会福祉関係施設と地域の人々との交流」(21.0%)、「活動する場所や資金を行政が支援すること」(21.3%)などへの回答は2割を超えています。

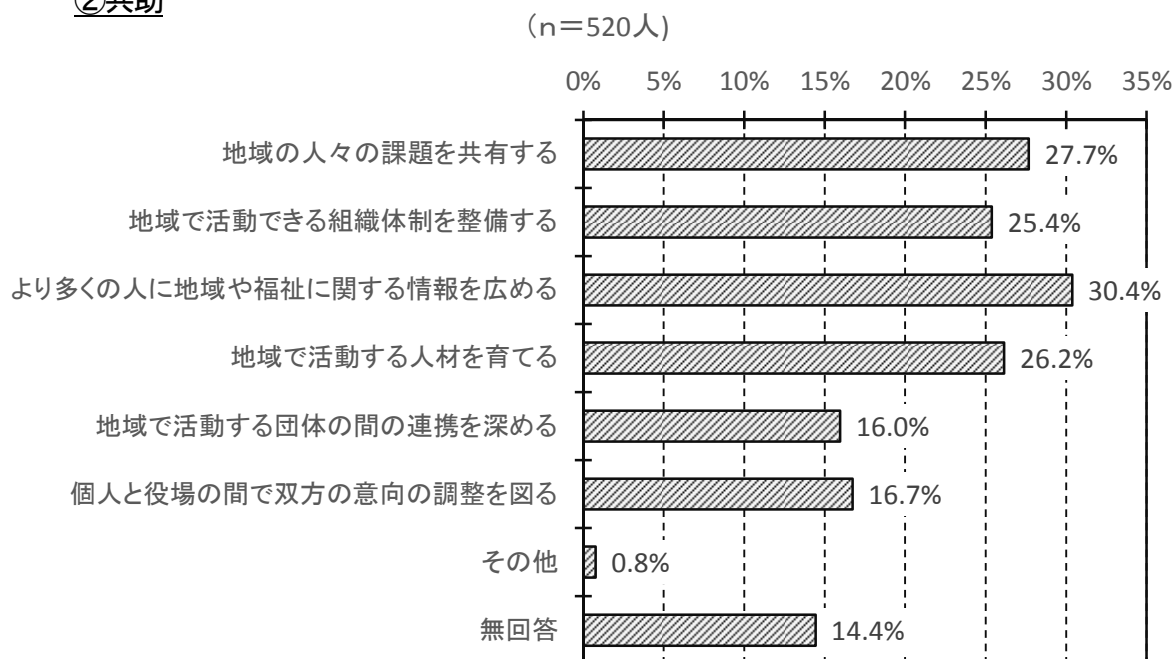
11) 自助、共助、公助において重要なこと

①自助



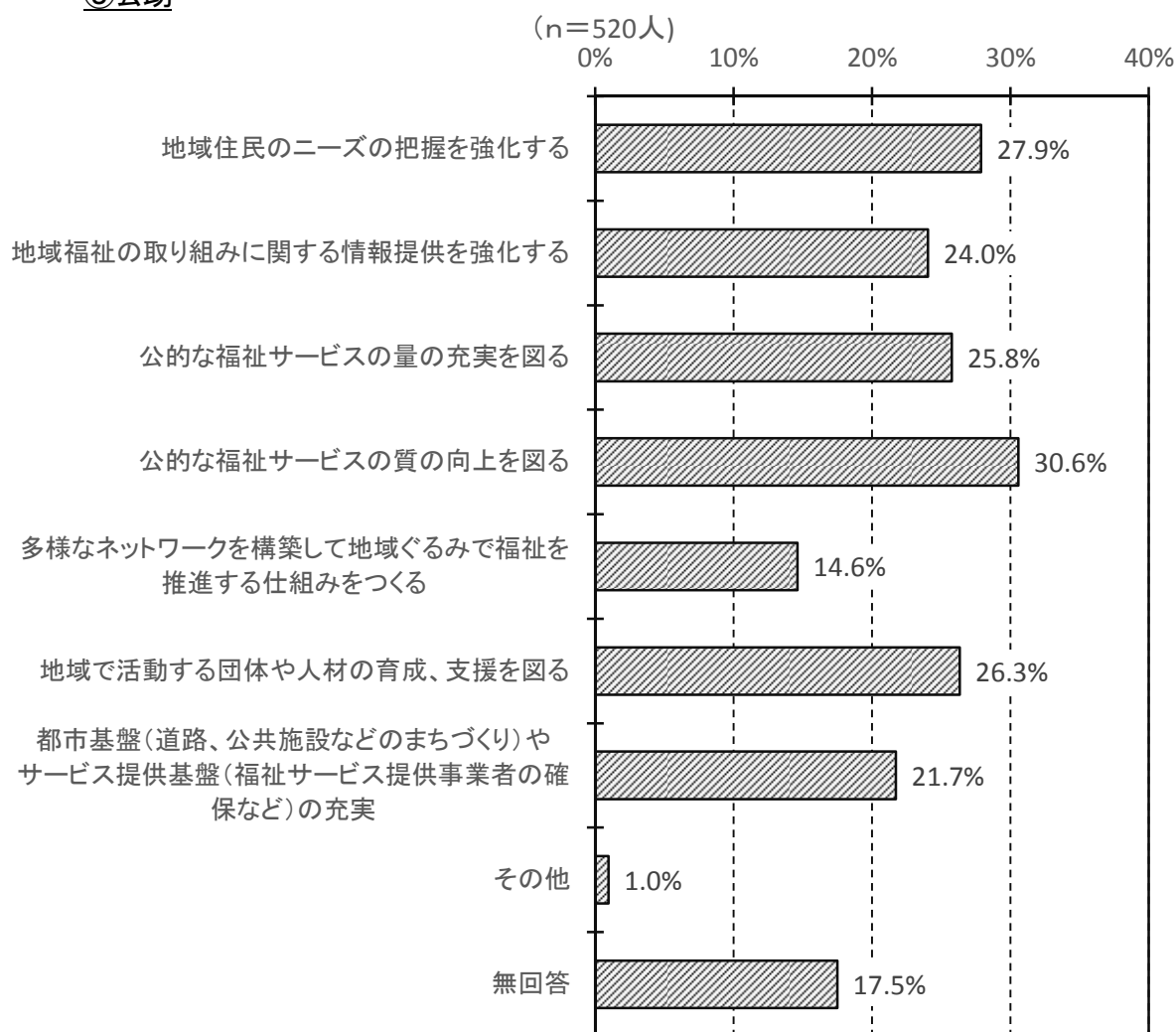
自助において重要なこととしては、「地域のことに関心を持つ」が48.3%、「できる範囲で地域に貢献する」が43.1%と、ともに4割以上が重要として挙げています。

②共助



共助において重要なことについては、「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」(30.4%)、「地域の人々の課題を共有する」(27.7%)、「地域で活動する人材を育てる」(26.2%)、「地域で活動できる組織体制を整備する」(25.4%) などへの回答が多くなっています。

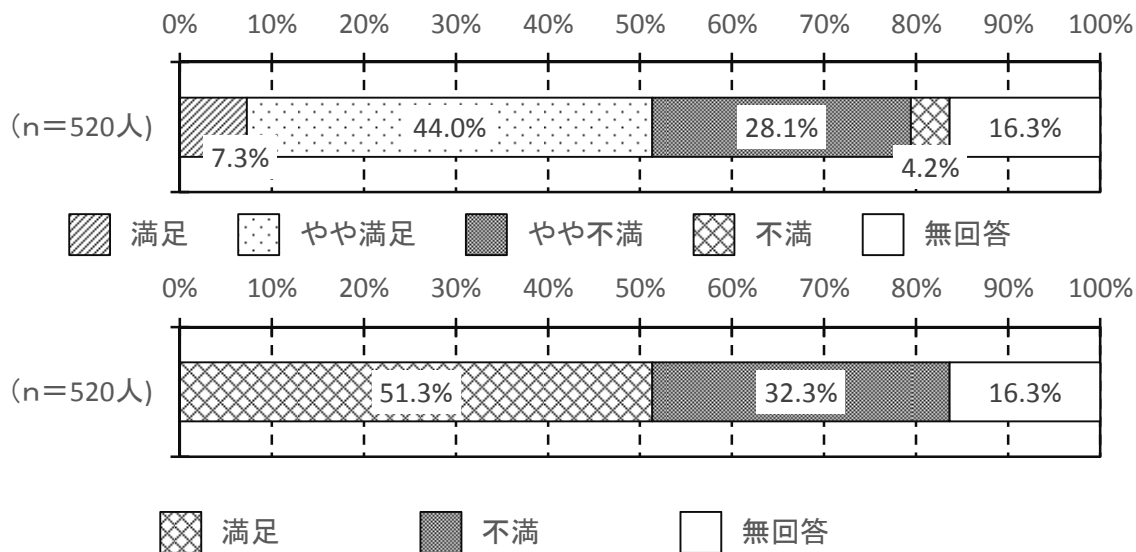
③公助



公助において重要なこととしては、「公的な福祉サービスの質の向上を図る」(30.6%)、「地域住民のニーズの把握を強化する」(27.9%)、「地域で活動する団体や人材の育成、支援を図る」(26.3%)、「公的な福祉サービスの量の充実を図る」(25.8%) などへの回答が多くなっています。

一方、「多様なネットワークを構築して地域ぐるみで福祉を推進する仕組みをつくる」への回答は14.8%と他の項目よりもやや割合が低くなっています。

12) 下仁田町の地域福祉における満足度



これまでの本町の福祉施策については、半数が“満足”（「満足」、「やや満足」）としており、“不満”（「やや不満」、「不満」）の32.3%を上回っています。

○属性別にみた下仁田町の地域福祉における満足度

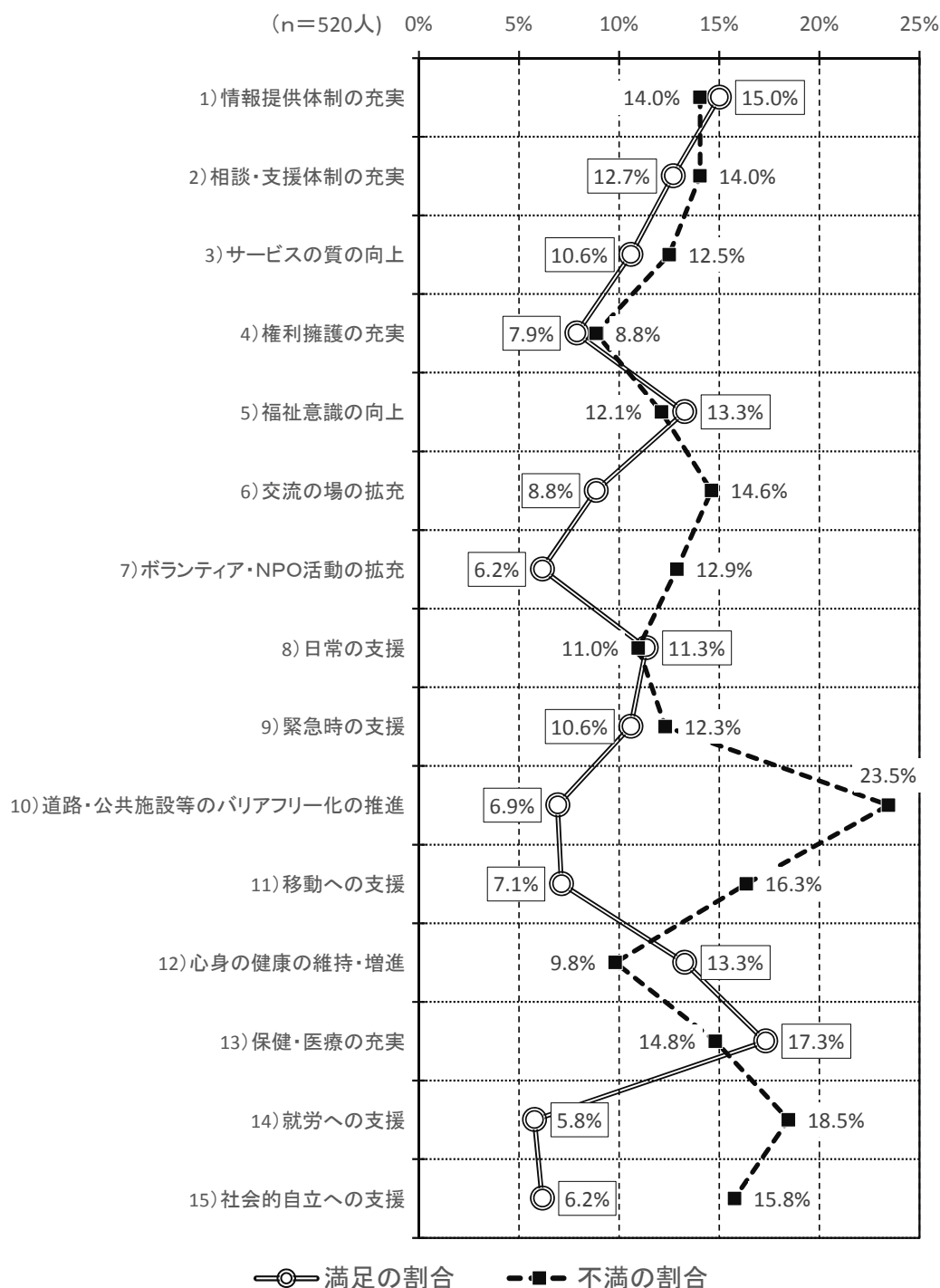
		n	満足	不満	無回答
全体		520人	51.3%	32.3%	16.3%
年齢	20～30代	50人	40.0%	46.0%	14.0%
	40～64歳	205人	44.4%	43.9%	11.7%
	65歳以上	263人	59.3%	20.9%	19.8%
経済的な ゆとりの有無	ゆとりがある	160人	60.6%	26.9%	12.5%
	ゆとりがない	270人	47.0%	36.7%	16.3%
	よくわからない	51人	41.2%	37.3%	21.6%

町の地域福祉施策に対して「満足」とする回答は、「65歳以上」と経済的に「ゆとりがある」という回答者で割合が高くなっています。

年齢が若いほど「不満」という回答の割合が高くなっています。

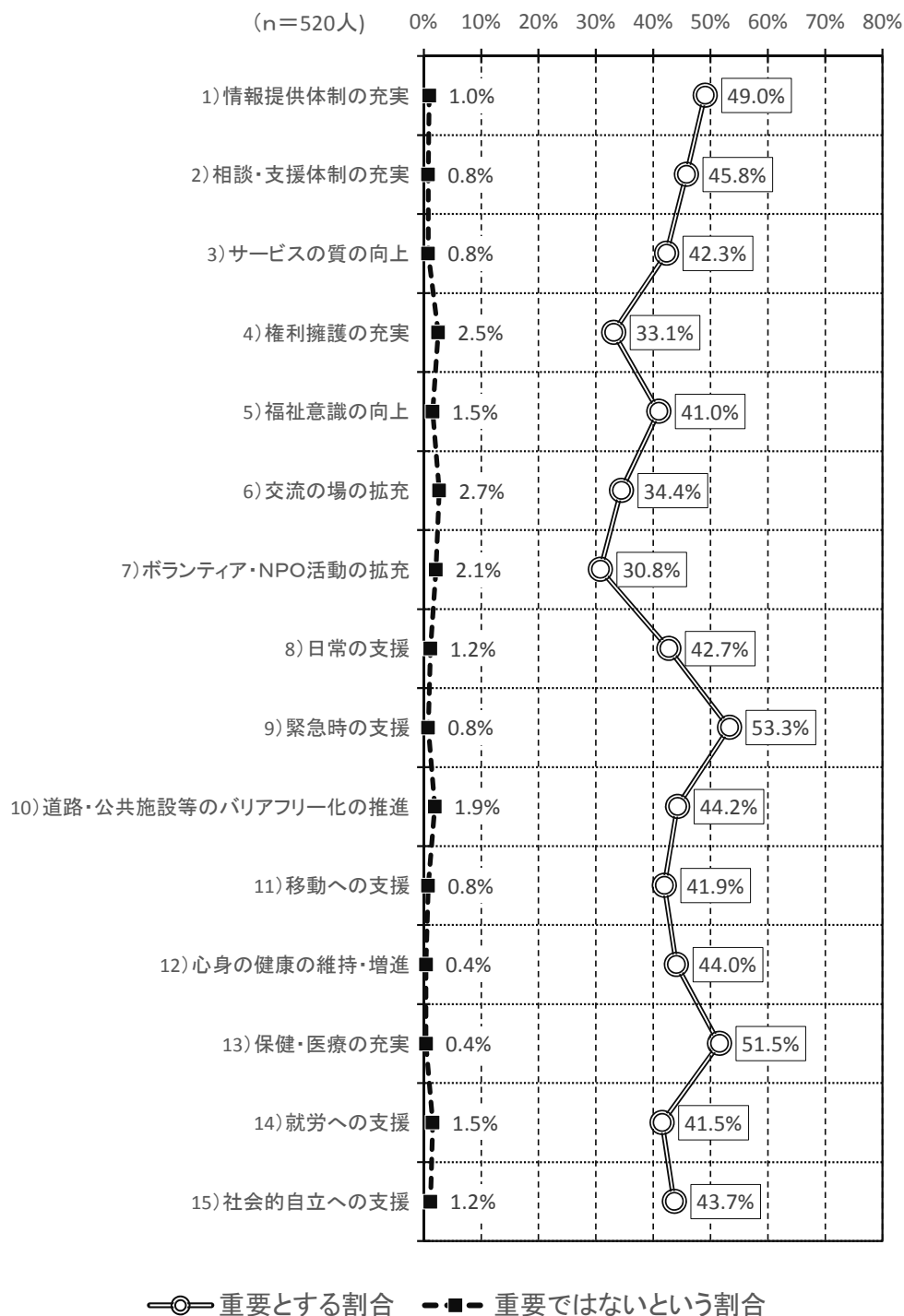
13) 地域福祉の主要課題に対する満足度と重要度

①満足という回答の割合



“満足”（「満足」、「やや満足」）と“不満”（「やや不満」、「不満」）という回答の割合について整理すると、多くの課題で“満足”よりも“不満”の回答の割合が高く、10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進、11) 移動への支援、14) 就労への支援、15) 社会的自立への支援などにおいて、“満足”よりも“不満”の割合が特に高くなっています。

②重要という回答の割合



「重要」とする回答は、9) 緊急時の支援 (30.2%)、13) 保健・医療の充実 (29.0%) で3割近くを占めています。“重要” (「重要」、「やや重要’) と “重要ではない” (「あまり重要ではない」、「重要ではない’) について整理すると、“重要ではない” という回答は全般的に少なく、すべての項目において “重要” という回答が “重要ではない” を大きく上回っています。

③満足度と重要度の関係

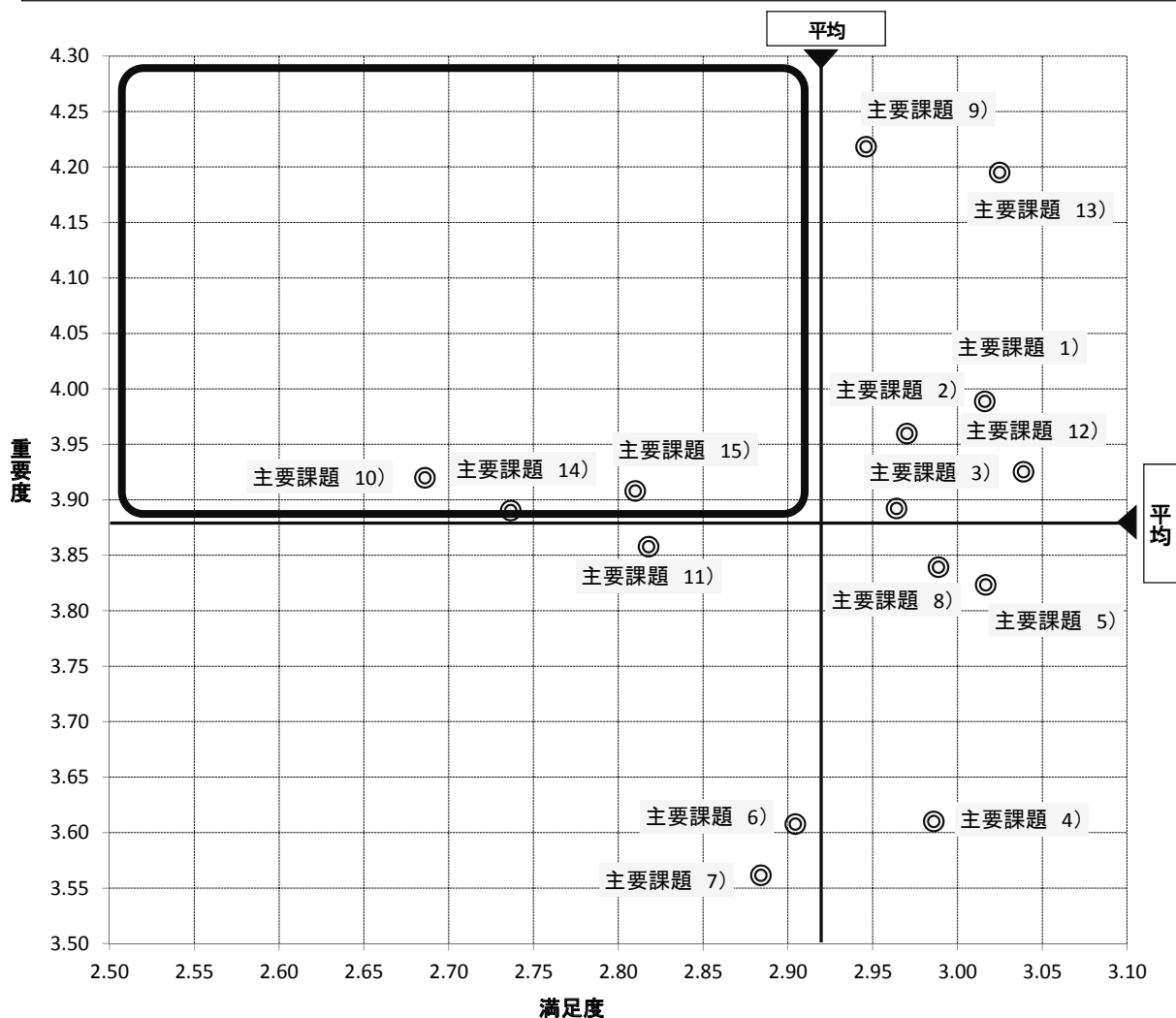
【①満足度】

満足=5点、やや満足=4点、どちらともいえない=3点、やや不満=2点、不満=1点

【②重要度】

重要=5点、やや重要=4点、どちらともいえない=3点、あまり重要ではない=2点、重要ではない=1点

○①満足度と②重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要課題ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが以下のプロット図です。



地域福祉推進における主要課題に対する満足度と重要度について整理すると、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い課題領域に該当するものは、

- 10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進
- 14) 就労への支援
- 15) 社会的自立への支援

となっており、これらについては最優先で改善を図るべきと考えられます。

3 下仁田町地域福祉活動計画策定委員会

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 下仁田町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、町民の意見を反映するため、下仁田町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項。
- (2) その他計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内で別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第4条 委員長は委員会を招集し、会議の議長となる。

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は、委嘱された日から計画策定が完了する日までとする。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、下仁田町社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、下仁田町社会福祉協議会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に招集される会議は、第4条の規定にかかわらず、下仁田町社会福祉協議会長が招集する。

(2) 委員名簿

団体及び役職	氏名	備考
下仁田町議会社会経済常任委員長	木暮 弘元	委員長
下仁田町社会福祉協議会長	大河原 康俊	副委員長
下仁田町民生児童委員協議会長	神戸 春巳	
社会福祉法人しもにた会理事長	小柴 隆生	
株式会社オギノケアサービス代表取締役	荻野 勝美	
下仁田町区長会長	高橋 千秋	
下仁田町保健推進委員会会長	大澤 裕子	
ボランティア団体代表	高橋 たき江	
下仁田町老人クラブ連合会長	金井 勇二	
馬山こども園長	田中 伸治	
青倉保育園長	石井 晃英	
下仁田町手をつなぐ育成会長	黒澤 たま江	
下仁田町福祉保険課長	岡田 恵子	

事務局

下仁田町社会福祉協議会 事務局長 並木幸男

下仁田町社会福祉協議会 事務局次長 廣澤忠義

アドバイザー

群馬県社会福祉協議会 地域福祉課 参事兼地域福祉課長 中越信一

群馬県社会福祉協議会 地域福祉課 主幹 山田真喜子

下仁田町地域福祉活動計画

平成31年3月

発行・編集：	下仁田町社会福祉協議会 〒370-2622 群馬県甘楽郡下仁田町大字中小坂608 TEL：0274-82-5491
--------	--

